# 桃山学院大学

# 社会学論集

第58巻 第2号

<論	文>					
体験的·	高校教科書論					
		内	真	澄	(	1)
ソクラテ	ス三部作から見るパレーシアの条件としてのレ	トリ	ック			
	密	脇	かお	り	( 2	29)
<研究ノー	· <b>ト</b> >					
中国・セ	「ロコロナ政策の変容過程と民意の変化					
——雲	南省滞在の外国人の視点と経験から――					
	雨	森	直	也	( [	53)
<資	料>					
竹内真澄	業績リスト					
19	980 年~2024 年 11 月——					
	竹	内	真	澄	( 7	73)

2025年2月

桃山学院大学総合研究所

# 体験的・高校教科書論

竹 内 真 澄

キーワード:歴史. 教科書. 検閲. 高大連携. 21 世紀的言語統制

#### はじめに

2024年10月11日から13日の日程で,「又石大・立命館大・浙江大 韓日中交流シンポジウム 百済の光芒:韓日交流の軌跡」『に参加した。以前からの,徐勝』でるんとの人間的なツテによるものであった。徐勝さんは出獄後,1997年から2002年10月まで「東アジアの冷戦と国家テロリズム」という統一テーマで計6回の国際シンポをリードし,支配者が「鳥の目」で物を見ているのに対して,いかに被支配者が「虫の目」でしかものを見ていないかを徹底的に暴いた。いくつかの回にぼくも参加させてもらって,おおいに啓発された。今回のシンポジウムの一つの焦点は「東学農民戦争」であり,フィールドでもその現場を歩かせてもらった。

これまでに、文献、映画、講演などで、幾たびか「東学農民戦争」のことは学んだことがあった<sup>4)</sup>。しかし、日清戦争のことがどうにも頭に入ってこなかった。日清戦争が、日本と清という二国間の戦争であるというイメージを語感から勝手に抱いていて、朝鮮半島のことは視野になかなか入ってこない。それを訂正したのは、結構中年になってからだった。日清戦争は、日本と清が朝鮮半島を舞台に軍靴で荒らしまわる戦争なのである。それは、アメリカとソ連・中国が国家主権を取り合う朝鮮戦争(1950-53)と酷似してい

る一面を持つ。日清戦争は、背後にある大国に着目する名前であり、朝鮮戦争はそれが起こった舞台に着目する名前だ。背後関係と舞台を統一的に理解する必要がある。日清戦争における東学農民戦争の位置を考えることは、統一的理解に大いに寄与するものなのである。こうして、ぼく自身、二つの大国が中空で激突するような誤った残像をかなり克服できたように思う。

この程度に無知なぼくが、今回、韓国京畿道全洲を歩いてようやく腑に落ちたことが少なくなかった。美しい山なみ、穀倉地帯、用水路、農民、そして全琫準(1854-1895)などは深い印象を与えた。そこから、ぼくは日本帝国主義を一層よく考えるようになった。以下は、帰国後の約一カ月で日本の高校歴史教科書を検討するようになるまでの顛末である。

## 1. 張秀熙さんに再会する

フィールドワークでふと参加者の女性から声をかけられた。それが張秀熙さん(Jang Soohee,韓国文学Ph. D. Research Fellow of General Life Research Institute,釜山)であった。彼女は、10年ほど前に京都自由大学のに訪ねてこられて、その後研究者としての道を歩んでいる。再会の嬉しさでしばし盛り上がった。彼女は現在「従軍慰安婦小説」を対象に研究しており、それに関する論文を仕上げた。それだけのキャリアのある方と再会するだけではもったいないと思い、ぼくは2024年度を締めくくる京都ZOOM自由大学の講座の講師を依頼した。この企画はほぼ実現の見通しである。

2021年4月、安倍内閣の政策を継承した菅義偉内閣(当時)は閣議決定で「従軍慰安婦」と「強制連行」の記述にかんする答弁書を作成した。これを受けて、東京書籍、山川出版社、清水書院、実教出版、帝国書院、第一学習社、学び舎の7社は、一斉に中高の教科書から「従軍慰安婦」を削除するか「慰安婦」と書き換え、「強制連行」を「動員」に書き換えた<sup>6</sup>)。

この結果 2024 年度に大学 3 年生以下の者は、すべて「従軍慰安婦」「強制連行」を教科書で見たことがない。ゆえに、京都ZOOM自由大学で張秀熙

さんの「従軍慰安婦小説論」を報告していただくとしても、大方の現役学生 には広告が通じない可能性が高い。この過程でぼくは日韓交流に政治が新た な壁を作ったことをつくづく実感した。

# 2. 国家が、教科書検定を通じて言語統制をすすめる事態

後で詳細に述べるように、家永三郎(思想史家 1913-2002)氏(以下敬称略)が提起した教科書検定裁判は、戦前のような国家による言論統制を二度と繰り返させないための、痛切な思いによるものであった。家永教科書裁判は1965年-1997年、1987年-97年の二期にわけて、第一次~第三次訴訟は結審した。最高裁は、原告家永三郎の「教科書検定は日本国憲法違反である」との主張を一切認めず、合憲とした。理由は、「一般図書としての発行を何ら妨げるものではなく、発表禁止や発表前の審査などの特質がないから、検閲にあたらない」からである。

しかしながら、(1) 教科書検定が検閲(センサーシップ)であるのかどうかという問題に対して、「一般図書」として売れることを妨げないのだから検閲には当たらないという理屈は、教科書検定が言論の検閲になっていくという拡散構造を見ない一面的な論法にほかならない。(2) 2021年の閣議決定は、政府が教科書会社向けの説明会をおこない、伝えられた。すでに新学期は始まっていたにもかかわらず、6月になってから後でも、閣議決定に反する記述は訂正するように申しわたされた。ゆえにこれは事前審査であるし、事実上の発表禁止であると言わざるをえない。(3) 国家(日本政府)による現実の検閲=思想統制がなされているにもかかわらず、教科書執筆者は誰一人異議を申し立てることはなく、またどの出版社も反論しなかった。これは、由々しき問題である。

いま(1)から(3)をぜんたいとして考慮するならば、家永裁判が裁判闘争で想定したのとは事情が変化していることに私たちは気づく。家永氏は日本社会のあるべき像として、国家が執筆者と出版社の思想・信条の自由を侵害

することはあってはならないという構図で、国家による市民社会への不当な 介入に反対したのだ。家永裁判は大いに世論にアピールしたにもかかわら ず、けっきょく日本の司法では通らなかった。

だから、「自由な市民社会」はいまだに未達成であり、日本の大きな課題だということである。ところが、(2) と (3) は、そうした未達成を達成せしめるのではなく、反対に国家/市民社会、前者の悪/後者の自由という社会科学的な図式から見れば、国家悪のモメントはますます強まっている。家永氏が恐れていた思想統制は以前にもまして深刻化しているのである。そして、危機は制度を超えて、主体の側へ浸透してきている。執筆者とそれを支えるはずの出版社は、憲法第24条(言論の自由)を最前線で守り、広げる現実的な主体であるはずだとの認識がかつてはあった。ところがそうした現実的主体がいまは存在しない。なぜなら、執筆者も出版社も国会を通さぬ一内閣の閣議決定という無根拠な力の前に、すごすごと屈服したからだ。おそらく、家永氏は、将来の執筆者が味方になってくれるはずだと確信していただろうし、出版社も同志とみていたことであろう。ところが現状は違ってしまった。家永氏は味方(学者と出版社)から背中を撃たれたのである。

教科書執筆者と出版社の行動は、それ自体としてはふがいないが、嘆くだけでは事は変わるまい。むしろ、家永が願った自由主義の原則は、戦後一度たりとも日本に実現せず、定着もしなかった。しかし、その後の新自由主義的教育政策の強行の中で、国家に抵抗するはずの民間人及び民間出版会社は、もはや国家に抵抗する主体ではなく、国家の利益誘導に適応する主体となってしまった。

# 3. 筒井康隆著『残像に口紅を』の意味するもの

いま, 筒井康隆の実験小説『残像に口紅を』<sup>7</sup>1989 が評判になっているそうだ。世界から, ある日「あ」が消える。次に「ぱ」が消える。次々に音が消え, ついにほとんどの音が消えてゆく。主人公の作家はどうするかという

物語である。筒井は、音と実体を別ものと考えない。音があるかぎりにおいて実体は存在する。だから「あ」が消えたら、朝、朝ごはん、朝日新聞などが次々にこの世から消える。消えるというのは、言語表現の上で「あ」系列の言葉が一切消えるなら、実体も存在しないに等しいという意味である。小説は、これをいささか誇張し、音が消えれば実体も消えるというふうに書いている。たとえば、主人公は自宅で、たしか二種類の新聞を購読していた。ところが「あ」が消えた後では、読売新聞しか届かない。主人公は、いったい何新聞が来なくなったのか、思い出そうとするのだが、どうしても思い出せない。音の消滅は言葉の消滅であり、ひいては実体の消滅である。こうして、音の消滅につれて、世界のうちで思い起こせぬ空白が増え続けるが、いったい何が消えたかを人は特定できないということになる。世界はこうして、うつろな世界へと変貌しつづけるのである。

筒井の小説を読むと、かの閣議決定の目的がよくわかる。筒井康隆ふうに言えば、「従軍慰安婦」という言葉を削除するということは、いわば「あ」を使うなということに等しい。たった二つの単語(「従軍慰安婦」、「強制連行」)が使えないからといってたいしたことはないと我々は高をくくっている。「従軍慰安婦」が使えないなら、「性奴隷」と言いかえればいい。いくらでも我々は「言論の自由」を使えるはずだというふうに考えがちだ。「言論の自由」とは、言語は潤沢に存在し、それをやりくりした思想や意思を表現できるということだと我々は思っている。だが、そうではない。言語そのものが構造的に痩せ細るのだ。すると、思想や意思は跡形もなく消えていく。

「従軍慰安婦」という言葉が消えれば、それを告発する思想も意思も消える。したがって、「性奴隷」という代替言語を使えばよいなどという発想も消える。実際、7社の中で「性奴隷」に言い換えて教科書検定をとおそうなどと考えた事例は一つもなかった。だから、日本の教育界から「従軍慰安婦的なるもの」は消滅したのである。それでも、最高裁が言うように、民間企業は教科書以外の一般書籍でいくらでも「従軍慰安婦」関連書籍を出版する

可能性は残るという希望を我々はもちうるのだろうか。それは甘い幻想である。一般読者の中に「従軍慰安婦」という語を知らない人びとが増えていけば、学者の中にもそれを教わったことのない者が増えていくだろう。そうなれば出版社は書き手に事欠き、読者に事欠き、ついには売れ行きに事欠いて、この問題に関わる出版をやりとげる採算はきえていくであろう。思想統制というと戦前の治安維持法のような、非常に厳しい事態をわれわれは思い浮かべる、だが、実は思想統制よりも言語統制の方がずっと効果的なのである。なぜなら、思想は所詮言語を使うものだから、思想よりも根底にあるからだ。ゆえに、思想の上流で言語という水を止めて、言語もろとも思想が消え去ることを政府はじっくり待っているのだ。

## 4. 21 世紀的言語統制

いま生じつつあるのは上記の意味における言語統制である。すると次のような社会現象がもたらされる。すなわち一方で韓国には「従軍慰安婦」「性奴隷」という言葉が流通し、それがジャンルとして研究されている。ところが他方、釜山から博多へ移動しただけで、日本にはそれに見合う言葉が存在しないのだ。これは、「朝のある社会」と「朝のない社会」が隣り合わせるような、言語障壁による分断のできた事態である。

2024年の時点では、まだZOOM自由大学における日韓交流は成り立つ。「従軍慰安婦」という言葉を聞いたことのある人びとが日本に生き残っているからである。だが、いずれ現役学生が大人になるころには、張さんが何か言っても、唇が動いているだけで、何を言っているのか、さっぱり理解できないという状況が訪れる。日韓市民連帯を進めようなどと、ぼくは言ってきたし、そうしたイベントにも参加してきた。だが、2024年度の中高生総数644万人には「従軍慰安婦」という言葉が聴こえないのである。

政府の態度は、この問題をめぐって変化してきた。河野談話 1993 年 8 月 において「いわゆる従軍慰安婦」という言葉が使われた。河野洋平内閣官房 長官(当時宮沢喜一内閣)は被害者に対して謝罪した。そこに次のような丁寧な記述が含まれる。「慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。」これが「いわゆる強制連行」についての公式承認である。

ところが、2007年、安倍晋三首相(当時)が国会で「官憲が人さらいのごとく連れて行く、強制性はなかった」という答弁を行い、ここで流れが反転した。むろん、政府は河野談話をおおむね継承すると口では言うが、積極的な調査などはやらない。それどころか、安倍内閣の方針を継承する菅内閣は2021年、教科書の言語統制にさらに一歩踏み込んだのである8。

ぼくは戦時中の思想統制と区別するうえでこれを「21世紀言語統制」と呼ぶことにしたい。マルクス主義、自由主義、キリスト教を弾圧するのではない。そういう属人的なものの否定ではなく、万人共有の言語の一角を政府が消すのである。国家の偏向対対極者の闘争とは違う。そうではなくて、人間全般の前意識の領域の水抜きが進行する。だから、これは非常にソフトに進行する。そこが恐ろしい。

言語の一部を消したとしても、なお事実を知りたがる変わり者や天邪鬼はいくらかはいるだろう。しかし、それも束の間のことである。そのうちに本棚の吉見義明『従軍慰安婦』岩波新書、1995を見ても、『@;十Ĵ②』というヘンテコなナンセンスにしか見えなくなり、誰一人棚のこの本を手に取らなくなるということなのだ。偏屈者が卒論テーマを「従軍慰安婦」としたら、指導教員がそれを理解しないという未来が鼻先まで来ている。ゆえに、現在進行しているのは、「歴史教育問題」などという狭い領域の事柄ではない。政府が狭い了見で言語世界に介入し、世界の表象を統制し、学者、民間企業(出版社)、大衆が憲法第24条(表現の自由)、23条(学問の自由)が保証

された筈なのに、それが自粛されて行くという問題なのである。憲法は「自由な市民社会」を想定しているが、新自由主義的政策下では、企業は安全に金儲けすれば十分なので、国家部門の正常な機能は衰退していく。「従軍慰安婦」「強制連行」が教科書から消えても、教科書出版社7社にとって、何の痛みも不都合もない。肝心の執筆者も抵抗しない。言語統制は漢方薬のように精神を蝕み、国民のものを見る目、その視力を徐々に奪うのである。まことに巧妙と言わねばならない。

だが、事態は必ずかくあったというわけではなかった。もし1956年頃に 家永三郎著『日本史』が教科書として採択できていたならば、日本語の遊動 領域は広がり、その分だけ構造は少しが変わっただろう。この点をいま少し く検討してみよう。

# 5. 山川出版社の歴史教科書の検討

# (1)『歴史総合』の理念

2022年、『歴史総合』という科目が新設された。目的は①日本史を世界史との関連の中で扱う、②特に近現代をあつかう。③現在の問題を解決する視点を重視する、である。ぼくは、この理念を評価できるのでひとまずこれらを首肯するところから考えてみたい。だが、問題は理念がどれだけ実現したかである。

ここにいくつか指標をあげて、『歴史総合』を最も教科書として採択数の多い山川出版社の他の2種の教科書、『世界史B』『日本史B』及び家永三郎『検定不合格日本史』1956と比較してみよう。そして4者をa資本主義,b帝国主義,c日本帝国主義,d従軍慰安婦,e強制連行,を指標に比較してみる。

閣議決定を受けて消されたため両欄とも×をつけておいた。『家永日本史』 が d, e 両欄ともに×になっているのは, 執筆当時「従軍慰安婦」と「強制連行」の研究がまだ進んでいなかったためである。もしもっと後の執筆であ

	歴史総合	世界史B	日本史B	家永日本史 1956
a 資本主義	1	1	1と注	24
b 帝国主義	4	1	ナシ	4
c日本帝国主義	×	×	×	1 (過程の記述)
d 従軍慰安婦	×	×	×	×
e 強制連行	×	×	×	×

表1 山川歴史教科書と家永日本史の比較

れば、家永の思想から考えて、氏がこられを除外するはずはない。

#### (2) 削除項目の論理的基礎の有無

しかし、用語の有無よりももっと大事なことは、d、e項目ががんらい、日本帝国主義の規定なしに掴めない性質の問題だという点である。つまり、d、eを把握するためには論理的にc日本帝国主義を掴まねばならない。そして、そのためにはa資本主義とb帝国主義を連絡する論理が要請される。ところが、『歴史総合』を含めて山川の3種の教科書で、これは不可能である。なぜなら、「資本主義」の説明のある『日本史B』を含めて、a、b、cの間の論理的、歴史的な関係が全く記述されていないからだ。これらに対して、『家永日本史』は堅固な論理性を備えている。d、eの項目はないが、論理構成では、それを射程に入れていた。。

ぼくは長らく社会学特講(福沢諭吉と夏目漱石)を担当し、福沢諭吉の日本帝国主義への関与について文献実証によって語るのを常とした。近代日本帝国主義の理論的創始者の一人は間違いなく福沢諭吉なのである(『文明論之概略』1875 にその記述がある)。

そこで一般書籍として販売されていた『もういちど読む山川日本史』 2009、『もういちど読む山川世界史』2009を検討してみた。すると、日本帝 国主義の規定が抜けていることをみつけた。専門書では、福沢諭吉がアジア 侵略を天皇に献本した 1881 年の『時事小言』の内容はたいてい無視されている。二流の学者は「脱亜論」1885 は、金玉均の起こした甲申政変 1884 の失敗に衝撃をうけたために書かれたというふうに福沢を弁護することが多い。しかしこれは事実とは違う。「脱亜論」は、内容上『時事小言』を圧縮したものである。福沢のアジア侵略論は、清が日本大使館を襲撃する壬午軍乱 1882 よりも前にできあがっていた。ゆえに、壬午軍乱と甲申事変は、福沢にとって既定の侵略を進めるうえでの恰好の口実を与えたにすぎない。

#### (3) 70 年侵略史の視点

何が言いたいかというと、台湾出兵 1874 年 5 月-12 月および江華島事件 1875 年 9 月を起点として、日本は若い資本主義から早生的帝国主義へと転化し始め、それが日清日露戦争での勝利をステップに、本格的な帝国主義へ向かったというべきなのである。民間経済の発展のうえに国権が出てくるのではなく、反対に国権による侵略で得た金で民間経済を育てた。そうなったのは武士団の解体による失業者を戦争で解消したかったからなのだ。だから 1874 年から 1945 年の約 70 年間を一体とするアジア侵略 70 年戦争を正確につかむためには、何よりも言葉が必要である。

第一に資本主義とは何かである。社会科学では、諸説あるとはいえ、資本主義が発展して、独占資本主義が形成されると膨張主義が促され、資本の輸出が行われるという点ではほぼ一致した見方がある。これは、別段レーニンだけではない。ホブソン、シュムペーターなどリベラリズムにも共有されてきた。

日本に即して論理的に並べると、資本主義→帝国主義→日本帝国主義→従 軍慰安婦→強制連行という系列の基礎が欠かせない。ところが、表1を見て わかるように、「資本主義」とは何かを教科書はほとんど教えていない。一 例をあげると『歴史総合』の19世紀の記述において「一部の知識人は、当 時の経済体制を資本主義と呼びはじめ」(46頁)という箇所があり、これが ただの一回の資本主義の用例なのである。生徒は、これを読んでおそらく、19世紀の一過的な、しかも「一部の知識人」に限定したものの見方が「資本主義」という用語なのだと理解するだろう。『日本史B』は、資本主義を一回しか使わない点では非常に19世紀的な限定を強調する。1897年ごろ資本主義は本格的に確立したとするのであるが、他のより現代的な項目には資本主義は出てこないから、生徒は19世紀末の現象だと理解する可能性がある。この文脈で同書は注を入れて、「工場や機械・原材料などの生産手段を所有する資本家が利潤獲得を目的に賃金労働者を雇用しておこなう経済活動が主流である経済体制をいう」としている。これは間違いではないが、高校生にとって客観主義的にすぎる。ぼくは、「資本主義とは労働力が商品化した経済体制である」と定義してきた。高校教科書は、進学と就職の分かれる重要な時期である。主体的に資本主義を考えるうえで、ある意味では決定的に重要な時期である。進路がどうあれ、人間が自分の労働力を売る歴史的なシステムだというのがずっとピンと響くのではなかろうか。

第二に帝国主義である。帝国主義の説明は『歴史総合』に4か所あるが、『世界史B』に1箇所あり、『日本史B』には存在しない。『歴史総合』『世界史B』で、帝国主義とは国家を膨張させる政策を帝国主義という、という程度に説明されている。この定義は独占資本主義論を抜き取り、帝国主義を欧米に限定し、そして、歴史のある一時期におこなわれた過去のことという印象を与える。今日まで続く、独占資本主義がいかに薄氷を踏むような調整で戦争を回避しているかという国際政治上の工夫を理解できない。

『歴史総合』に「帝国主義と列強の展開」という大見出しがある。世界史のなかで日本史をつかむ目的のある科目ならば、帝国主義の中に、西洋のみならず日本を入れて考えるだろうと思われるかもしれないが、この場合の列強は欧米列強に限定されている。『世界史B』もまったく同様である。世界史の西洋的な展開の主流から日本は除外されたかのように記述される。個々の事件や挿絵では明らかに日本は列強の中にはいっているにもかかわらず、

資本主義から帝国主義への発展という太い筋が説明されていないために、帝国主義が普遍的な論理なのか、それとも欧米だけの論理なのか、非常にチグハグであり、混乱を招いている。その原因は、欧米列強だけを帝国主義としておきたいという検閲目的が史実と合致しないからである。

第三に日本帝国主義である。すでに帝国主義の説明で独占資本主義が抜けていることを知ったが、日清、日露戦争における三菱、三井物産の暗躍は周知のことであるし、歴史家もそれを知らぬはずはない。にもかかわらず、3教科書のいずれにも「日本帝国主義」という言葉がない。欧米列強の動きに刺激され、生命線を守るべく、受動的に、仕方なくアジアへ進出したかのような理解が入ってくる余地がわざわざ残されている。ぼくなら、日清戦争の勝利によって清から賠償金を受け取り、上から八幡製鐵所建設を通じて、自前の軍艦を作れるようになっていった過程を記述する。経済の独占化により帝国主義が生まれるのではあるが、日本の場合、国家が輸入武器で侵略戦争を戦い、国家賠償を使って産業革命を起こす、という国家主義的な独占形成によって日本帝国主義が作られていった。ひとにぎりの日本独占資本のために若者が兵隊にされ、日清戦争で2万人、日露戦争で8万4千人が戦死した。日清戦争で殺された清国人および朝鮮人は計6万人、日露戦争ではロシア人戦死者は4万人超であった。明治のリーダーたちの政商的特徴が出てくるのは、まさに独占資本の軍事的性格によるのだ。

こうして見てくるならば、「従軍慰安婦」「強制連行」という用語の言語統制は、決してあれやこれやの些末な出来事ではないし、決して右翼的な政府の気まぐれによるものでもない。もっと問題は深刻である。

日本の教科書は、資本主義、帝国主義、日本帝国主義という普遍的な論理 構造をもたない。つまり、教科書は、基礎概念の論理的連関を軽視するため に、社会科学なき歴史記述に堕してしまうのである。この結果、歴史記述は 資本主義と帝国主義の一過性、欧米的局地性、日本の無関係性というよう な,教科書全体の非論理的構成をもたらす。「従軍慰安婦」と「強制連行」 の削除は,以上のような社会科学の徹底的な破壊を総仕上げするものなので ある。

# 6. 授業における高大連携

ぼくは桃山学院大学で長い間「社会学史」(1986~2024年)を担当した。学史の全体的構成は、(1)産業資本主義の形成、発展、(2)産業資本主義から国家介入的資本主義への転化、(3)国家介入的資本主義の時代、(4)国家介入的資本主義から多国籍企業的資本主義の形成、発展を土台の変化とし、(1)にコントとスペンサーとマルクス、(2)にホブハウス、デュルケム、ウェーバー、(3)にフロム、パーソンズ、ハーバーマス、エスピン=アンデルセン、(4)にシュッツ、ハイエク、ルーマンをそれぞれ対応させる構想であった(まだ一部未完である)。最終回は「現代社会学の展望」と題して、ノルウェーの社会学者で後に平和学の開拓者となったガルトゥングで締めくくる。

この構想は、おそらく世界と日本の社会学史の構想において類を見ないもので、ぼくとして社会学という学問がいかに歴史においてアグレッシブなダイナミズムの渦中にあるかを実感させるための苦心によるものであった。

ところが、これはある意味で上等過ぎたのか、あまりにも重層的でありすぎたのか、容易に学生の理解を得られなかった。何が障害になっているか、かなり前から自分なりに結論をもっていた。自分の非を認めず、他に原因をもとめるつもりはない。だが、高校までの社会科と歴史科目がぼくの立場からすればうまくできていないというのが大きいと思ってきたしいまもそう考えている。

だから、大学に入った諸君には、資本主義、帝国主義、ファシズム、社会 主義、福祉国家、新自由主義といった基本用語を相当丁寧に説明することに している。教科書が教えないのであれば、自前で大学教育は「失われた概 念」を充填すれば良い。ところが、これを何年、何十年やっても糠に釘のような徒労を残すのだ。いったいそれは何故なのか。今回の考察で、新たにやったのはこの点の具体的検証である。つまるところ、義務教育、高校教育で歴史と社会の論理的把握という問題に生徒は一度もぶつかっていない。つまり、歴史と社会は所詮暗記科目であるという通念を徹底的に叩き込まれる。資本主義→帝国主義→日本帝国主義→従軍慰安婦→強制連行という5点セットがわざわざ理解できないような教科書の構成になっている。だから、生徒側ではランダムに細切れの知識を寄せ集めるしかやりようがないのだ。そうした生徒が大量に「生産」されてしまうと、中高の生徒にとって歴史と社会はちっとも面白くはない。おまけに大学によっては入試科目から「社会」と「歴史」は省かれていく。

そこでぼくは一案をおもいついた。桃山学院のカリキュラムにおいて、なんらかの意味で歴史に関わっている担当者を全部集めて、授業遂行でどういう問題に直面しているか、一緒に考えてみようという趣旨の集いをもった。期待していたことは様々あるが、我々歴史関係の教員には確たる教育上の成果といえる土台がないということを誰か言ってくれないかなということだった。あわよくば、現代歴史教科書批判というふうな主張が出てこないだろうかとか、入試での歴史科目の重視といった意見が出ないかなとも思った。しかし、この目論見は必ずしも伝わらなかった。ぼくもうまく言えなかった。これは独断的観察であるが、大学教員の「灯台もと暗し」である。ぼく自身もあるていどそうだったが、担当科目を上手に組み立てることに懸命になると、それが前後でどうなっていくか、見えなくなる。前というのは高校までの知識であり、後というのは市民になってから同時代のことをつかむ力がどこまでつくのか、である。大学教員は、「前」からも「後」からも、かなり切り離されて、自己完結してしまう傾向がある。

おそらく、高大連携というプログラムもこのことと無関係ではあるまい。 率直に大学が教えたいことを明確にし、そこに接合するような高校教科書の 問題を高大の教員が問題意識を共有し、歴史教科書問題を現場ベースでどう 考えるべきかを提言するような仕組みになればよいと思う。

## 7. 1955 年以降の教育の変質―「教育界の逆コース」

振り返れば1955年8月. 日本民主党教科書問題特別委員会は『うれうべ き教科書問題』という3巻本を発行した。それまで『国のあゆみ』を共同執 筆してきた著者たちのうち、長洲一二、日高六郎といった左翼、ないしリベ ラル左派の人々を攻撃するものであった。そこで二人は、『うれうべき教科 書問題』の経過を報告し、執筆を辞退した100。しかし家永三郎氏は執筆を続 け、三省堂から首尾一貫した、単独執筆による『高等学校用 日本史』を出 版した。ところが、文部省は1956年の検定でこれを不合格とした。この一 連の経過を人は「教育界の逆コース」と言う。家永氏は、1965年についに 国家権力そのものに挑戦した。家永裁判で問題になったのは実に多岐にわた る論点であり、日本資本主義が直面した新旧の問題、いわば日本社会の恥部 をするどく問題化するものであった。だが、これらはことごとく「諸説あり まだ定説はないしての理由で切り捨てられた。学会は多事争論であり、つね に新説をめざして動いているから、100%の定説など存在しない。その意味 で教科書は真理の近似値で書くしかない。だが、定説を狭くとれば、異説が あればどれもみな定説がないことになってしまう。政府の立場によってどう とでも「定説がない」という理屈はつく。もし気に入らない定説があった ら、都合の良い学者に異説の本を書かせればよいのだ。

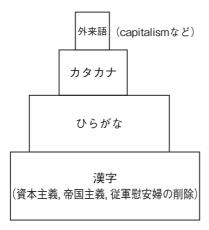
ちょうど家永裁判が終わるころ,すなわち1990年代後半から教科書問題は中国や韓国の激しい反発を招くという外交問題に発展した。だが、これは本当に「発展」だろうか。研究者の立場から言えば、政府は国内において問題を問題として捉える教科書を書かせないようにしたから、国内では言語統制が完成してしまった。だから、日本の国家主権に従属しない研究者は誰も教科書を書かない。あるいは書けない。国内沈黙の21世紀的言語統制に風

穴を開けうるのは、さしあたり外国主権だけになったのである。だから、外 交問題への「発展」は国内の言語衰退の代償であるというべきだろう。

# 8. 日本的自我の言語構造

歴史的考察をおこなえば、東アジアの緊張の高まりの裏側には、各国の歴史教科書の間の不均等の問題がある。世界は客観的にますます一体化していくにもかかわらず、日本のアジア植民地は、敗戦後にはアメリカの世界支配の中に組み込まれ、北朝鮮と東アジア、台中問題、日韓関係に暗い影を落とし、その分だけ各国の政権が影響を持つ教科書作成の様々なバイアスが、東アジアの人々の連帯を妨げている。実際、日本の歴史教科書の構成は、ぼくの担当科目に悪い意味でダイレクトに響いた。学生は「先生の講義は難しいです」とか「専門用語がわかりにくいです」などという。だが、それはぼくの講義の難易度と関係するとは必ずしも言えない。一般に日本人の言語構造は、以下の図のようになっている。

図1 日本的自我の言語的構造



およそ、日本語は古代から大陸、なかでも中国の影響をうけて形成された。古代人は漢字を借りて表記したのであるが、それは官僚や学者のみであって、表記の大衆化過程で、もともと存在した話し言葉である「やまと言葉」をどう表記するかが問題化した。そこで、しゃべり言葉と言語表現を融合させて「漢字かな混じり文」をこしらえたのである。これによって、日本人の自我が漢字一ひらがな一カタカナー外来語の四

層でできあがった。以来、私たちは、音でしゃべるのであるが、記憶に定着

させるうえで、いったん漢字にもどしてその訓を了解して初めて音を知るようになっている。

明治以降の近代化過程で、capitalism、imperialism、Japanese imperialism などは一種の国際用語としてはいってきた。これらを使えなければ、世界で流通する意味世界を把握することはできない。そこで、capitalismを資本主義、imperialismを帝国主義、Japanese imperialismを日本帝国主義と訳して下三層で対応できるような工夫を営々となしとげてきたのである。少なくとも学問世界では、これらの用語は世界の社会科学と通底しているから消えはしない。この活字ピラミッドの最頂部には外来原語がある。資本主義と帝国主義は、堺利彦や幸徳秋水の努力によって1901年以降に日本語化した。

教科書検定が思想統制として強化された後も、家永裁判は継続していたが、韓国で金学順(1924-1997)さんがカミングアウトした1991年から、1993年に河野談話が発表され、これを受けて文部省は1996年6月27日にすべての教科書で「従軍慰安婦」の記述が合格したと公表した。これにたいして、1997年「新しい教科書をつくる会」が結成された。会は従軍慰安婦、南京大虐殺、などを教科書に掲載することは「自虐史観」であると猛攻撃をはじめ、これを利用する政治家が出現した。

表1からわかるように、言語的構造の土台において「資本主義」「帝国主義」「日本帝国主義」はほとんど若い世代の頭から消し去られているし、その相互連絡もない。このために、意味世界は消えてしまうし、外来語(capitalism、imperialismなど)との関係もない。それだけ言語的構造がやせ細っている。大学の授業はこの痩せた土地の上にある。その意味で「むずかしい」という感想は当然である。僕がどれだけ言葉の説明を丁寧に行ったとしても、耳慣れない、初めて聞く、などという事前の状況は不動である。もし家永日本史の水準を各社版が保持しえていたならば、聞き覚えのある言葉は増える。そこへ大学の授業がフィットすれば、かえってぼくの講義は「わかりやすい」と言われたかもしれない。

# おわりに

全州のシンポジウムとフィールドワークを終わった後、日本チームの総括会議が持たれた。国際シンポジウムや懇親会で韓国や中国の研究者と交流することは、いつも楽しい。彼らは、常に私たち日本の研究者を歓待し、連帯を深めてくれる。けれども、チームの総括会議でぼくは「本当は、ぼくは彼らに叱られたいのです」と発言した。客観的に見て、日本の高等教育は東アジアの連帯に十分寄与していない。「強制連行」、「従軍慰安婦」、「日本帝国主義」などのキーワードを削って日々の教育が展開されることを事実上傍観しているのではないか。さらに言えば、日本の社会科学者は、全体として日本人の自我の言語構造をボキャ貧のままに放置することに事実上加担しているのではないか。いったい言語構造をどう変革するのか、という責任を抜きにして、「韓日中交流」など実際ありうるのだろうか。

「君たち日本の研究者は、日本の世論の基礎をなす言語構造の変革にどの程度寄与しているのか。」そのことに対する日々の努力を抜きにして「東アジア共同体」の論文を書いたところで、いったいそれがなんであろうか。どんなに遠くに行っても、また、どんなに高級な会議に参加しても、あらゆる事柄は繋がっているのだから、結局はこの教室が正真正銘の言語の生成現場だという事実へ帰ってくる。

たとえ教科書が悪くても現場の先生方の創意で内容をよくすることは不可能ではない、とは言えない。皇国史観で書かれた戦前の教科書がいかに巨大な影響を国民に与えたかは改めて言うまでもない。その反省に立てばこそ、家永裁判もあったのだ。今は、歴史修正主義によって、再び愛国が強調される。戦争ができる国家づくりも進んでいる。

大学教育は、単独で成り立つものではない。高校までの教育との連携で成り立つ。政権は、教科書執筆者と出版社を含めて、すなわち「不自由な市民社会」の協力によって、教育をおおかた管理できたと考えているであろう。

「日の丸・君が代」斉唱時の起立を拒む教員を目の敵とする教育委員会の監視は凄まじいものがある。「みんなちがってみんないい」(金子みヾず、小学校3年の国語教科書に掲載)と教えている教育界が行う自己矛盾は奈落よりも深い。戦後80年を目前にして教育界のみならず、マスコミ界の言語統制も民放連の放送基準を見ればわかるように驚くべきアナクロニズムである<sup>11)</sup>。

全ての人々は日常会話の中で言葉を使う。高度に発展した文明社会において、金力と権力はシステムとなって日常言語に介入する。日常言語に備わる「虫の目」は、システムが管理する「鳥の目」によって浸透され、管理され、視界を狭められる。だが、一寸の虫にも五分の魂ということがある。虫は虫なりに、「鳥の目」を先取りし、地べたで生き抜かねばならない。「教え子を再び戦場に送るな」とは、「鳥の目」を見破るだけの地力を虫に提供することなのだ。思想統制がいまや言語統制になった時代である。とすれば、ぼくたちは一人一人「谷川俊太郎」にならねばならないだろう<sup>[2]</sup>。

#### 注

1) 2024 年 文石大・立命館大・浙江大,韓日中交流シンポジウム **首済の光芒:韓 日交流の軌跡**。

#### 。目的

又石大学校は全羅北道特別自治道完州郡に位置する。それに隣接した全州市と 益山市は古代百済の版図に属し、長い歴史を持つ地域である。自然地理的に見る と、内陸の奥深くから萬頃江が発し西海に流れ、1900年代前半まで水運の便が あった。また陸路交通の要で、全羅道各地への分岐点であり、漢陽(およびソウ ル)への通過点であった。それで完州郡と益山市一帯には古代から現代まで人跡 と人文が多数存在している。日本植民地時代に豊かな金堤・萬頃平野の穀倉地帯 には多くの日本人が定着した。かつて日中韓にわたって輝いた百済文化の光芒は 今日にまで光を放っている。

又石大学校は2018年4月に徐勝碩座教授が赴任し、10月に東アジア平和研究 所を開設した。東アジア平和研究所はこの7年間、国内外の学術シンポジウムと 各種セミナー,フィールドワークなどを開催し、研究会を運営し、出版とプロジェクトなどを行ってきた。その間の成果を整理し、新しい跳躍を模索するため、日本の立命館大学と中国の浙江大学をはじめ、様々な研究所、京都自由大学、そして市民社会団体等の関係者を網羅して国際シンポジウムを開催する。またこのシンポジウムは来春の京都でのシンポジウムと一体の行事となっている。また今回の国際シンポは東アジアにおける歴史と文化、人の移動と相互作用に焦点を当て、全州市、完州郡、益山市一帯の古代から現代までの韓中日交流史のフィールドワークを行う。

本シンポは、その間、当研究所にご支援をいただいた多くの方々が集う機会と し、東アジアの平和と知的な連携の転機を迎えることを期する。

#### 。周辺環境

又石大学校は萬頃江に最も近い大学であり、2024年4月、大学本部23階屋上にオープンした複合文化空間から東西南北に広く開けた萬頃江流域の萬頃平野、全州の母岳山と弥勒山をはじめ連なる山々と全州市、セマングム一帯までを眺望する。

又石大学校のある参禮一帯は1884年,漢陽に北上する東学軍の集合地として知られる参礼駅站(宿場)をはじめ、1890-1940年代の植民地時代を中心とした遺跡が多く存在し、韓屋村と韓国の伝統文化が多く保存されている全州市が近くにあり、多様な歴史遺産が分布している。2020年1月10日に開館した国立益山博物館は百済遺物を中心とした弥勒寺址をはじめ益山・群山地域の出土品を展示している。

#### 。概要

- テーマ:百済の光芒-韓日交流の軌跡(仮案)

-主 催:又石大学校東アジア平和研究所,同孔子アカデミー(シルクロード映像研究所),立命館大学コリア研究センター,京都自由大学,中国浙江大学

- 日 程:2024年10月12日,13日

-場 所:全羅北道全州市,又石大学校,益山市一帯

。プログラム

日程: 2024年10月12, 13日

※シンポジウム

第1日目(10月12日)開会式(2階,会議室)

司会: 鄭鎬基 (又石大東アジア平和研究所)

○13:30 歓迎辞 徐勝 (東アジア平和研究所長)

○13:35 祝辞 朴魯俊(又石大学校総長)

○13:40 祝辞 張永達 (又石大学校名誉総長)

○13:45 祝辞 劉進寶(浙江大学校総長)

○13:50 開会の辞 勝村誠(立命館大学コリア研究センター長)

○13:55-14:15 文化公演 (パンソリ,中国琴)

第1部 完州・益山一帯の韓中日交流の軌跡(14:30-16:00)

司会:鄭鎬基(又石大東アジア平和研究所)

①完州・益山一帯の古代文化と韓日交流 趙法鍾 (又石大学校)

②全羅北道完州一帯の東学農民革命 李炳圭 (東学革命記念財団研究調査部長)

③大場村細川家農場の経営と変化 轟博志(立命館大学 APU)

④日韓女性の連帯活動と課題 宋連玉 (青山学院大学名誉教授)

第5部 総合討論(16:10-17:30) 司会:宋基燦(立命館大学)

\*フィールドワーク

<第1日目-10月12日(土)>

○09:00-12:00 党学記念館など、全州市一円フィールドワーク

○12:00-13:00 食事(全州市内で各自)

○13:30-17:30 開会式・シンポジウム

\*会場:又石ビル2階会議室(全北日報社/又石大学校孔子アカデミー)

○18:00 レセプション(又石ビル 15 階)

\*映画ホテル泊

<第2日目-10月13日(日)>

○09:30 ホテル出発(チェックアウト)

○10:30 又石大学一帯フィールドワーク(23 階展望台、参禮文化芸術村、

批批亭一帯)

○12:00 昼食(批批亭焼き肉)

○13:00 出発

○13:30-14:30 益山市春浦面 日本植民地農場遺跡(春浦駅,旧地主屋など)

○15:00-16:30 百済, 王宮里遺跡, 国立益山博物館

○17:00-18:00 全北大学特性化キャンパス (旧裡里農林学校-1922 年開校)

○18:30 お別れ会(益山,「木香」韓定食)

全羅北道 益山市 益山大路 62

- 2) 徐勝『獄中19年』岩波新書,1994年。なお、徐勝氏は東京教育大学で家永三郎ゼミのメンバーであった。この師ありて、この弟子ありである。
- 3) 徐勝先生退職記念事業実行員会(日本・韓国)編『東アジアのウフカジ(大風)』 かもがわ出版,2011年。なお拙稿「徐勝さんの情熱についていけるだろうか」を 掲載している。
- 4) 代表的な業績として中塚明、井上勝生、朴孟洙『東学農民戦争と日本:もう一つ の日清戦争』高文研、2013年。私はあるとき中塚明(1929-2023)氏から、山辺 健太郎(1905-1977)以来の日本の朝鮮研究史の起源にある問題意識についてじ きじきに教わった。山辺によれば、そもそも日本資本主義ないし日本帝国主義を 朝鮮支配から切り離して論じることはできない。山辺の日本資本主義研究史への 批判を中塚は満身をもって受け継いだという。日本資本主義発達史講座 1932-3 には秋笹正之輔「植民地政策史」と鈴木小兵衛「最近の植民地政策・民族運動」 が含まれている。前者はわずかながら「東学農民戦争」に言及している。後者は 日本政府の土地調査局(明治43年設置)および朝鮮鉄道協会調査にもとづいて がんらい朝鮮人所有であった公私の土地を東洋拓殖会社の調査にもとづいて官没 または国有化し、ほとんど無償で収奪したこと、また賃金は日本人を100として 朝鮮人を3分の2. 支那人を2分の1に処遇するものだったことを論じている (25-39頁)。しかし、これらはいずれも朝鮮総督府など日本の官報による研究で あって、朝鮮人による出版物にまで踏み込んだものではなかった。朝鮮語を使え る進歩的研究者が少なかったようである。『日本資本主義発達史講座』は、日本 のブルジョア革命の不徹底を西洋との対比で明らかにしたのだが、まさにこのこ とがどういうふうに日本のアジア支配に反映したのかは、必ずしも十分とは言え ない。独占資本主義から帝国主義へという定式を日本のアジア支配に当てはめる 場合、たんなる国際外交史としてではなく、日本帝国主義の内在的資本蓄積過程 に位置づけなおすことが山辺の関心だったのではあるまいか。1874年、1910年 から1945年まで大日本帝国の内部に繰り込まれた台湾と朝鮮が、それぞれ日本 の敗戦後解放され、一見すると正常な国際関係へ復帰するけれども、それはアメ

- リカが旧日本の植民地を取り込み、もっと大規模なスケールで再編することを意味した。すなわちアメリカ―日本―台湾―韓国という世界システム論的な中心―半周辺―周辺の垂直的秩序として再編するのがアメリカの世界戦略であった。だからこそ、アメリカと日本の戦後国際関係は、日本と満州の関係に比定される(矢内原忠雄)のごとく、大国と傀儡国家の関係となる。おそらくこのように認識することによって、山辺や中塚の問題意識を受け継ぎ、日本の文部省及び外務省の脳裏にある国際関係論を乗り越える理路が見えてくるのではなかろうか。
- 5) 京都自由大学は2005年3月より京都で始まった大学人,活動家,市民の協働を可視化する研究・教育運動である。筆者は幸運にもこの過程にめぐりあえた。 『京都自由大学叢書1 京都自由大学のひとびと』京都社会文化センター出版局, 2012年,『京都社会文化センター活動史 1999-2023年 その思想と論理』汎工 房,2024年を参照。
- 6) 朝日新聞, 2021年10月31日付記事を参照。
- 7) 筒井康隆『残像に口紅を』中央公論新社, 1989年。
- 8) 歴代の教育政策のゆくえを左右する文部科学大臣は、以下のような人々である。 歴代文部科学大臣 (2018 年~2024 年 10 月現在)
  - (1) 柴山昌彦 (2018-2019) 安倍内閣 憲法改正, 教育勅語に賛成, 夫婦別姓に慎重, 同性婚に反対, 裏金議員, 神道政治連盟, 旧統一教会集会に二度参加, みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会。
  - (2) 荻生田光一 (2019-2021) 安倍派,憲法改正,9条反対,河野談話見直し,夫婦別姓に反対,同性婚に反対,原発賛成,道徳教育賛成,裏金議員,神道政治連盟,旧統一教会と関係,靖国神社に参拝,日本の前途と歴史教育を考える議員の会(慰安婦,南京事件を否定)
  - (3) 末松信介 (2021-2022) 安倍内閣, 岸田内閣で文部科学大臣。憲法改正, 敵基地攻撃能力に賛成, 辺野古賛成, 防衛費増強に賛成, 徴用工, 慰安婦反対, 夫婦別姓に反対, 同性婚反対, 原発賛成, 裏金議員, 神道政治連盟。
  - (4) 永岡桂子 (2022-2023) 岸田内閣,憲法改正,9条改正,緊急事態条項に賛成,安保関連法に賛成,敵基地攻撃能力に賛成,辺野古に賛成,夫婦別姓に反対,同性婚に反対,神道政治連盟。
  - (5) 盛山正仁 (2023-2024) 岸田内閣,憲法改正,9条改正,敵基地攻撃能力に 賛成,辺野古に賛成,緊急事態条項に賛成,同性婚は自治体にまかせる。旧統一 教会総会に出席,2024年の衆議院選挙で落選。

(6) あべ俊子(2024-) 石破内閣,憲法改正,集団的自衛権賛成,辺野古賛成, 軍拡に賛成,地位協定の見直し不要,原発賛成,神道政治連盟,靖国に参拝する 会,雇用規制緩和に賛成,国立大学の学費値上げに賛成,企業・団体献金に賛成

以上、令和(2018年~)に入ってから6人の文部科学大臣が教育政策に大きな影響を与えた。これら6人は教科書検定委員を任命するので、どういう傾向の教科書をつくるかに関与している。

- 9) 家永三郎『検定不合格日本史』三一書房、1974年(三省堂 1956年版の再販)に は以下のような丁寧な記述がある。第一に、世界の列強の一般理論として「資本 主義経済の発達がその極に達し、生産の集中が進み、金融資本の独占段階には いった欧米列強は、単に原料資源と商品の市場としてばかりでなく、資本を投下 すべき地域を占拠しようとして、アジア・アフリカ・オセアニア等の後進地帯の 獲得を競い始めた。」(208頁)、第二に、この一般性に促されて日本では、いかな る事態が生じるかを論じる。「日本の資本主義は、最初から自由競争の上に築か れたものとは言えなかったが、それでも19世紀末頃までは、国力の上昇ととも に、新しい企業活動の希望をいだかせるだけのゆとりのある空気が流れていた。 しかし資本主義が確立する頃には、早くも資本家の協定による企業統制(カルテ ル) が始まった。| (221 頁)。この後、資本合同(トラスト)、コンツェルンの説 明と 1890 年の資本主義的恐慌にまで説明が及ぶ。これによって資本主義→独占 資本主義→帝国主義が順次説明されるわけである。日本帝国主義という直接の用 語はないものの、「列強のこのような帝国主義の政策は、目ざめた日本に弱肉強 食の世界であるという印象を強く与えないではいなかった。自由民権論者は国内 において民主主義改革を主張すると同時に、国際的には国家の独立を強調する国 権論を叫ぶのを忘れなかった。」(208頁)と記述し、民権論が国権論によって阻 まれる可能性を示唆する。
- 10) 宮下祥子「社会科教育と戦後知識人―日高六郎の「社会科学科」をめぐる実践を中心にして―」京都民ね科歴史部会『新しい歴史学のために』296号,2020年12月。宮下祥子「日高六郎の学校教育をめぐる思想と運動」(北河賢三・黒川みどり編『戦中・戦後の経験と戦後思想 1930-1960年代』現代史料出版,2020年を参照。
- 11) 拙稿「おじさんの歌」『坊っちゃんの世界史像』本の泉社,2024年。日本民放連の放送基準によれば「国および国の機関の権威を傷つけるような取り扱いはしな

- い」としている。日本の市民社会は、戦時中のような「上からの」、国家による 思想統制を許さないが、その代わり、自ら進んで憲法上の権利を諦念しており、 「自由な市民社会」になろうとする気概と展望を捨てている。
- 12) 詩人谷川俊太郎 (1930-2024) はある絵本で,「敵のあかちゃん」「味方のあかちゃん」に全く同一のかわいい挿絵をつけて見開きで対照化した。これは,彼の平和主義の表現として非常に成功した例で,ある意味で衝撃的である。このセンスなしには、現在の状況を洞察することはなかなか容易でない。

# On the High-school Textbook of History

#### TAKEUCHI Masumi

For a long time, I have been in charge of teaching 'History of Sociology' and 'Special Lectures on Sociology (Fukuzawa Yukichi and Natsume Souseki)' at Momoyama Gakuin University. The former requires knowledge of Western history, while the latter requires of Japanese history. However, many of the students who took these classes commented that the terms was difficult and that they had never heard of the technical terminology before. However, there are subjects on 'World history', 'Japanese history' and 'general history' in the high school curriculum. Despite this, I have long wondered why my subjects are so difficult for students.

When I examined the history textbooks used in high schools, I found that the 1956 edition of 'Japanese history' by Ienaga Saburou included logical explanations of 'capitalism', 'imperialism' and 'Japanese imperialism', whereas the three history textbooks published by Yamakawa Shuppansha all omitted these explanations.

In addition, because of the 2007 parliamentary response by Prime Minister Abe and the cabinet decision under the Suga Cabinet in 2021 to ban the use of the terms 'military comfort women' and 'forced relocation', the 6.4 million junior high and high school students today not only do not know these terms, but also do not know the basic concepts behind them.

As high school textbooks provide the basis for university education, they must be sufficiently logical. However, as textbook censorship is in effect a form of ideological control, it not only deprives authors of their freedom of thought and publishers of their freedom of expression, but also renders the language structure of the Japanese people meaningless and illogical.

China and South Korea in East Asia have consistently criticised Japanese imperialism. The key words are 'military comfort women' and 'forced labour'. However, Japanese textbooks not only fail to provide these key words, but also fail to provide the possibility of language.

I was born in 1954, so I was two years old when Ienaga's history textbook were rejected. And during my own middle and high school years, I was taught a very lisping and inadequate view of history in my textbooks. From the 1960s to the present day, liberal intellectuals have been excluded from writing textbooks, and logic has disappeared from the textbook of history.

This had a very negative impact on me when I became a university lecturer and started teaching my subjects. There is a need for close cooperation between high school and university education. However, even when I carefully teach basic concepts such as 'capitalism', 'imperialism' and 'Japanese imperialism' in my subjects, most of the students either hear these terms for the first time or think they are difficult terms they have never heard of before.

In this way, the language structure of the Japanese people's self-identity will become emptied. In the next 10 or 20 years, Japanese will be created that has stripped away the basic concepts from the three-tiered language structure that is made up of kanji, hiragana and katakana. Textbook censorship is not only a violation of freedom of expression and academic freedom, but also a language control that will ultimately make the Japanese people's imagination impossible.

# ソクラテス三部作から見る パレーシアの条件としてのレトリック

宮脇かおり

キーワード:パレーシア、ミシェル・フーコー、レトリック、 ソクラテス、プラトン

#### 1. はじめに

ミシェル・フーコーはフランスの哲学者であり、コミュニケーション研究においても最も重要な理論家の一人である。特にフーコーの生一権力や言説といった概念を参照したコミュニケーションやレトリック研究の著作は多い。例えば現代レトリック論をまとめたFoss, Foss, & Trappでは、フーコーを扱った章でKnowledge(知)Power(権力)Ethics(倫理学)を取り上げている(343-383)。レトリック理論の歴史をまとめたBurmmetも 20 世紀の理論家の 1 人としてフーコーを紹介し、The Archeology of Knowledge(『知の考古学』)の一部を、フーコーが権力論を展開した箇所として抜粋している(816-855)。

他方で、晩年のフーコーが精力的に論じていたパレーシア概念を扱った当該分野での論考は限られている。フーコーは古代ギリシャからローマ帝国時代のテキストにおける「パレーシア(παρρησία; parresia)」(勇気を持って率直に語ること)言説の変遷を辿り、ある発話行為は自身との契約となると

論じた。つまりパレーシアでは、真実を語るという行為は他者の説得という 実利的な目的ではなく、語り手自身が「自分は真実を語っている」と自身 に、そして措定された審級者に約束できるかどうか、という倫理的な側面を 備えている。フーコーはパレーシアを説明する際に、パレーシアはレトリッ クと対極であるとして、レトリックのパレーシアへの関与を否定している。 本論文では、こうしたパレーシアとレトリックの二元論を解体し、レトリッ クをパレーシアの成立条件のひとつとして再定位する。そして本論文はこの パレーシア概念を起点とし、コミュニケーション学にしばしば見られる「他 者との関係性」を前提として発話行為を考察することを批判的に問い直すこ とを目的とする。こうした議論の根拠として、プラトンの著作『クリトン』 に現れる国法(神が創造した契約)が擬人化されたレトリックを取り上げ る。本論文は、レトリックはパレーシアが発揮される条件となると主張し、 さらにフーコーによるパレーシア概念がコミュニケーション研究にもたらす 可能性について論じる。

# 2. コミュニケーション研究とパレーシア

本節では、コミュニケーションの定義における主体とは何かを概観し、フーコーによるパレーシア概念がそこにどういった視野を持ち込むかを論じていく。ではそもそもコミュニケーションとは何か。コミュニケーションの定義は無数にあるが、コミュニケーション研究の教科書としてしばしば言及される池田理知子の『日常から考えるコミュニケーション学:メディアを通して学ぶ』では「コミュニケーションとは他者との関係性である」とされ、「さまざまな他者と交わることによって自己が影響を受け変化すると同時に、まわりもかわっていく。お互いの関係性がこのように変容していくプロセスが、コミュニケーションなのである」(池田 17)と説明されている。また、末田・福田はコミュニケーション論を4つの視点(機械論的、心理学的、相互作用論的、システム論的)に分類し、前者2つがコミュニケーションは人間

が調整不可能な因果関係によって支配されているという前提に立ち、後者 2 つは人間は主体的に行動するものであるという前提に立っていると整理した。いずれの立場でも、コミュニケーションを自立した人間同士の意味伝達や関係性構築と理解している。これらの定義は「他者との関係性」の重要性を説明することはできるが、「自己との関係性」については言及していない<sup>1)</sup>。フーコーが提唱したパレーシア概念を参照することで先行研究において取りこぼされていたコミュニケーションにおける自己との関係性に着目でき、さらにこの自己との関係性を保証する試金石的存在を思考することも可能となり、コミュニケーション研究における主体の理解に厚みが増す。

次に、レトリックということばの指す対象について確認しておきたい。コミュニケーション同様、レトリックにも無数の定義が存在する。レトリックを研究する学問分野も言語学、哲学、法律、心理学等多数存在するが(菅野)、本論文では特にコミュニケーション研究の中で扱われるレトリックに焦点を絞る。レトリックの源流として言及されるのが古代ギリシャで始まったと言われる民衆による統治であり、レトリックはthe Art of Persuasion (説得の技法)として定義されていた(Lanham 131)。この時代のレトリック研究は倫理的な説得とは何かといった論点も含んでいたが(Lanham 131)、フーコーはパレーシアの対極としてレトリックを説明する際、レトリックの中でも嘘や誤謬といった醜い部分のみを取り上げていた。

話者が主体となる説得技法としてのレトリックに対し、米国の文学批評家であるケネス・バークはことばそのものの持つ力に言及し、ことばは単に現実を反映(reflection)しているのではなく、現実を選択(selection)し、偏向(deflection)するものであると述べている(Burke 115)。現在のレトリック

<sup>1)</sup> 鍋倉は個人が自分をどう思っているかを扱う「個人内コミュニケーション」に言及しているものの、二人以上の人間が関わることをコミュニケーションの定義とすれば、これは正確にはコミュニケーションと言えないとして詳しい論述をしていない。

研究では、ことばだけではなく、イメージや映像等も人を動かし得るレトリックとして研究対象とされている(Palczewski, Ice, & Fritch 6)。本論文ではバークに依拠し、レトリックを効果的な説得を目的とする技法としてではなく、ことばが持つ、あらゆる事象に対する認識を形成し、人を行動へと促す力として理解する。

レトリックを説得技術ではなくことばの持つ力として理解することで、フーコーが断絶したパレーシアとレトリックを結びつけることが可能となる。パレーシアは「自らは真実を語っている」という自己との契約であり、他者を説得する行為ではない。しかしパレーシアを可能としているのは、自分は真実を語るその人であると自分自身に認識させ、真実を語るという行為を促す力、即ちバーク的な意味でのレトリックである。以下では、レトリックをこのように理解した上で、論を進める。

次に、晩年のフーコーが古代ギリシャ・ローマ帝国関連の膨大な資料を参照しながらまとめ上げたパレーシア(παρρησία; parresia)概念を、紙面の都合上ごく手短にまとめ、レトリックとパレーシアの関係性を整理する。

パレーシアとは、自分の命を危険に晒すことになったとしても勇気を持ち、語り手にとっての真実を語る際に立ち上がる、「私は、確かにそのことを言ったまさにその人物である」(フーコー『自己と他者の統治』80)という「語る主体による自分自身との協約」(フーコー『自己と他者の統治』79)である。フーコーによると、ギリシャ語のパレーシアのもともとの意味は「すべてを語る」ことであり、率直な語りや発言の自由などと訳される(フーコー『自己と他者の統治』53)。例えば、王に不都合な真実を伝えることによって王が激昂し、自らが殺されるかもしれないリスクがあるにも関わらず、勇気を持って真実を王に伝える家臣はパレーシアを行使していると言える。

フーコーはソクラテスをパレーシアスト (パレーシアを行う人) の代表例 として分析している。ソクラテスの生きた時代は、パレーシアの意味が政治 的な発言をする勇気から自己を内省する勇気へと変遷していく過渡期であった(フーコー『真理とディスクール』156-159)。ソクラテスはアテナイの街角で市民に議論をふっかけていたとされるが、それはフーコーによると「自ら真理を語りながら、市民に智恵と真理に配慮せよ、自分の魂を完璧にすることに配慮せよと訴えつづけた」(フーコー『真理とディスクール』28)哲学的パレーシア(=自己を内省する勇気)の実践である。

フーコーは考古学的な手法を用いて「現在がそうでないこともありえたかもしれない」という批評を続ける中で、古代ギリシャまで遡らなければ現在を大きくゆるがすことはできないと考えたのではないかと指摘されている(酒井・重田72)。こうした考えに基づいたフーコー独自のパレーシア概念は、現代思想分野においては「わたしたちの思考に新しいシナプス、新しい結び目」をつくり、「今までみえなかったものがみえるようになる」(中山161)として一定の評価を得ている。フーコーの仕事を総体的に網羅したとされる著書『フーコー研究』でも、全7章のうちの1章分を用いてパレーシアを論じている。コミュニケーション研究の分野では、柿田がフーコーのパレーシア概念を元に、イソクラテスがニコクレス(キュプロスの王)に対してアテナイ市民と同じような哲学的パレーシアを実践するよう働きかけることが「新たなパレーシアの出現」(156)だと分析している。このようにフーコーのパレーシア概念は複数の学問分野で関心を寄せられ、議論されてきた。

このようなフーコーのパレーシア概念にも注視すべき点がある。本論文で 着目するのは、パレーシアとレトリックの二元化である。パレーシアを説明 する上で、フーコーはパレーシアの対極としてレトリックを俎上に乗せる。

> レトリック (弁論術) の場合には語り手は、聞き手に自分の主張を 受け入れさせるために、いくつもの技術的な装置を使うことができ ます。そして弁論家が自分の語ることをほんとうに信じているかど

うかは問題になりません。しかしパレーシアの場合には、語り手は 自分の信じていることを、できるだけ生の形で示すことで、他者の 心に働きかけるのです。(フーコー『真理とディスクール』11)

ここでは、語り手が語ることばそれ自体よりも、語り手が自分のことばが真実を語っていると信じていることが重要だとされている。フーコーはレトリック(弁論術)を「それによって語り手が、自分の考えていることとはおそらく全く異なることを語りながらも、[自分が語りかける相手に]いくつかの確信を生じさせ、いくつかの行いをもたらし、いくつかの信念を打ちたてさせることになるような、技法、技術、手続きの総体」(フーコー『真理の勇気』18)であると説明し、レトリックに否定的な立場を取っている。フーコーが参照したプラトンも、レトリック(ここでは詭弁の意味)を駆使するソフィストは「見かけの知を誇り、レトリックや論争という言葉のみの論駁に従事する人々」(納富319)だとしてレトリックを糾弾している。ペロポネソス戦争でアテナイの没落を目の当たりしたというプラトンは、レトリックは公への無私の献身というベールで、自分の利益しか考えていない欲深き者たちの貪欲さを包み隠してしまう(Poulakos & Poulakos 45)ものだとして、民主政や政治の場でのレトリックに否定的な態度を貫いている。

レトリック研究は、こうした「プラトンの影」という、レトリックが詭弁であるというレッテル(Dues & Brown 5-6)と常に戦いを強いられてきた。そしてフーコーのパレーシア論を読み解いていくと、プラトンのレトリック観はフーコーにも強い影響を与えていることがわかる。

Walzerはこのフーコーによるパレーシアとレトリックの二項対立を批判し、パレーシア行為にはレトリックと思わしき技術が使用されており、二者は相反するものではないと主張した(18)。堀尾も、フーコーによるパレーシアとレトリックの対立的描写に疑問を呈し、例えばアテナイ民主政を確立したとされる指導者ペリクレスはパレーシアストでもあり、(フーコーがパ

レーシアと対立するものとして説明した)計算高い弁論家でもあった(511) と指摘する。このように、パレーシアとレトリックは、フーコーが描写するほど明確に断絶していたわけではない。本論文はこれら先行研究を素地とし、フーコーがレトリックの対極として提示したパレーシア的行為の内部にレトリックが入り込んでおり、むしろレトリックこそがパレーシアを成立させる条件となっていることを提示したい。

以下では、(1)パレーシアとレトリックの共存関係、そして(2)フーコー的 パレーシアがコミュニケーション研究にもたらす新たな視点(=語る主体の 条件)を、理想のパレーシアストであるとされるソクラテスのことばの中に 見られる対称と擬人化のレトリックを分析することで明らかにしていく。

# 3. ソクラテスの中に共存するパレーシアとレトリック

本節以降では、フーコーのパレーシア概念を起点に、ソクラテス裁判を巡るプラトンの著作『ソクラテスの弁明』『クリトン』『パイドン』における、神、国法、国家を表象するレトリックを分析する。ソクラテスについて記された書はプラトン版以外にも存在するが、フーコーによるレトリックへの否定的なレッテルを乗り越えるためにはフーコーが参照したテキストを精査する必要がある。また、プラトン版ソクラテスこそが「哲学」の創設者であり、対照的にソフィストたちは「哲学」の領域から締め出され、長い哲学の歴史において追放と忘却の憂き目にあった(納富345)という経緯もある。レトリック研究もまた、「プラトンの影」と常に戦いを強いられてきた。これらを踏まえ、フーコーによるパレーシアとレトリックの二項対立を批評した上で、フーコーのパレーシア論がコミュニケーション研究に寄与する点を見出すという本稿の目的に即し、クセノフォン等他の弟子によるソクラテス伝ではなく、プラトンの著作を本論文の分析対象とした。

## 3.1 古代ギリシャの政治制度と宗教

分析の詳細に入る前に、主要人物であるソクラテスが生きた古代ギリシャの文化や社会制度を理解する必要がある。この節では特に後の分析で重要となる、紀元前4世紀頃のギリシャ民主制と宗教がいかに接合していたかを概観する。

紀元前8世紀以降の貴族制や僭主制での苦い経験を経て、アテナイ市民らは一人の人間や集団に権力が集中することを恐れ、市民一人ひとりが平等に政治に参加する権利と責任を行使できる制度を確立していった。当時のアテナイでは、民会が最高議決機関であった。市民は土地所有の有無や財産の多少に関わらず、青年男子(奴隷、外国人、女性などは排斥されていた)であればこの集会に参加し発言する権利を持ち、1人1票の投票権を行使した(橋場『民主主義』116)。民会は月に4度開かれ、重要な議案の決議には6000人の定足数が必要とされ、さらに紀元前402/403年頃から導入されたとされる民会手当(金銭の支給)により、民会の参加者はかなり増加したという(橋場『民主主義』116-122)。

合理的・論理的なイメージが先行する古代ギリシャ人ではあるが、信心深くもあったようで、民会開会に先立って宗教行事が行われていた。若い豚が殺され、その血を議場に撒き空間を清める。そして、民会の議事が神慮に従って行われ、民主政に反逆を企てる者たちには神々から罰が下るよう、祈りと呪いのことばが読み上げられる(橋場『民主主義』126)。そして食糧、戦争や外交よりも重要とされたのが、神々をいかに祀るかという議題であった。戦争の勝敗も神々の好意にかかっていると信じられていたため、宗教は国家の命運を左右する重大な公共の関心事だった(橋場『古代ギリシャ』70)。そして民会中に雨が降り出すと、雨や雷は神々の父ゼウスの警告や怒りであると解釈され、民会を解散したという(橋場『民主主義』129)。このようにアテナイ市民は神々へ敬意を払っており、現代の政教分離とはかけ離れた制度ではあったが、最後に国家の意志を決めるのは神々ではなく、民会

に集う人間たちであった(橋場『古代ギリシャ』70)。

こうした政治と宗教が入り混じった社会で、ソクラテスは不敬神という罪で死刑判決を言い渡された。上記のように、古代ギリシャ人にとって信仰は個人の内面にとどまる問題ではなく、公共の安全に関わる問題であった。こうした文脈を踏まえた上で、以下ではソクラテス裁判を巡る言説の中で形成されるレトリックとパレーシアの関係性を分析していく。

# 3.2 プラトンによるソクラテス三部作

ソクラテスの弟子であるプラトンが記した、ソクラテス裁判の様子を描いた著作が『ソクラテスの弁明』である。ソクラテスは、アテナイで政治家やソフィストと対話をして、対話の相手が無知であることを白日の下に晒すことで有名になっていた。そして「青年を腐敗せしめ、かつ国家の信ずる神々を信ぜずして他の新しき神霊を信ずる」(プラトン『ソクラテスの弁明』30)という罪で告発された。裁判の場でソクラテスは、むしろ自分こそが神々を信じている者だとして無罪を主張したが、多数決で死刑判決を言い渡される。『クリトン』では、死刑判決を受けたソクラテスに、外国に逃亡するよう説得する弟子クリトンとそれを拒むソクラテスとの対話が描写されている。ソクラテスは死刑判決からの逃亡は国法に背くことになるとして、逃亡を拒否した。そして『パイドン』は、死刑執行直前のソクラテスと弟子たちの対話を描いている。ソクラテスの死を嘆く弟子たちに対して、ソクラテスは自分の魂が神々の元へ行けることに希望を抱き、最後は自ら毒杯を仰ぎ、息を引き取る。

本論文は死刑判決後のソクラテスと弟子との対話の中で、擬人化された国法が民の「自己研鑽の試金石」として立ち上がっていることを指摘する。ソクラテスの時代でパレーシアは、「自分は真実を語っているその人である」という自己との契約を意味することは前述したが、その自己との契約を担保する存在が自己研鑽の試金石である。パレーシアには、第三者である自己研

鑽の試金石に誓って、「自分は真実を語っているその人である」という自己との契約を結ぶという倫理的な側面がある。そしてソクラテスが唯一自己研鑽の試金石と認めているのは、ギリシャの神々である(詳しくは後述)。本論文は『クリトン』におけるソクラテスの語りの中で国法と国家が並列して現れたにも関わらず、ソクラテスが対話をしたのは国法だけである点に着目する。これは国法だけがギリシャの神々を源流としていた故である。以下では、プラトンのテクストを引用しながら、どのように国法がソクラテスにとって、さらには民衆にとっての試金石として生成されたのか、そしてその試金石はいかに語る主体を試し、変化させる役割を果たしていたのかを分析し、そこからレトリックとパレーシアの結びつきを提示する。

#### 3.3 国法(ノモス)と国家(コイノス)

ソクラテスは自分こそが神々を信じ、神々にのみ従う存在であることを『ソクラテスの弁明』で何度も言及している。しかし『クリトン』では、ソクラテスが教えを仰ぎ従うべき存在として擬人化し対話を行うのは神々ではなく国法である。この二つのテキストは一見矛盾しているように読めるが、国法(ノモス)の語源を紐解くことで、むしろソクラテスの言説に一貫性がある証拠となる。

ギリシャ語版では、ソクラテスが国法の擬人化の箇所で使用していた言葉は「ノモス (nomos)」、国家は「コイノス (koinos)」である (Perseus Digital Library "Plato, Crito" 50a)。コイノスは英語のcommonの語源であり、共同体という意味である (Online Etymology Dictionary "Koinonia")。このことから、国家と国法の違いは使用言語の違いからくるものではなく、プラトンが明確に区別をしていたものであることがわかる。

ギリシャ語の語源に当たると、ノモスは日本語版で国法と訳されているものの、社会契約論のような、社会を構成する人間同士の合意により生み出されたものではない。ノモスとはむしろ、神々によって作り出されたものであ

る。プラトンの著作『プロタゴラス』では、ノモスが理性的に合意されるだけでは社会は形成せず、ゼウス(神)によって与えられた謙譲心(アイドース)と道義心(ディケー)というふたつの性質が人間の中に植え込まれていることによって社会は成り立っていると説明されている(中澤 139)。つまり、ノモス(国法)の源流はギリシャ神話の神々なのである。プラトンの別の著書『法律』第一巻の「立法者は神である」というタイトルからも、ノモス(国法)の源流が神々であることは明確である。ノモスは単なる法律ではなく、「それがなければ人間(の結合)が成り立たない、すべて」(葛西 8)である。

一方、『クリトン』内で国法とともに登場するものの、ソクラテスの対話相手とはならない国家(コイノス)とは何を指すのか。アテナイ民主政を繁栄に導いたとされる政治家ペリクレスは、ペロポネソス戦争での戦死者葬送演説の中で、「少数者の独占を廃し多数者の公平を守る」民主政治を讃えた(トゥキュディデス 66)。これは一人ひとりの市民が支配者と非支配者を順繰りに務めるため、それぞれが自分の家業だけでなく、国事においても多くの役割を果たすことが求められた故である(橋場『古代ギリシャ』5)。ここからも国家とは、神々からは独立した市民によって構成されるものであることが読み取れる。

ノモス (国法) と国家 (コイノス) の関係の一側面は, 以下の『プロタゴラス』の一節にも見ることができる。

子どもたちが先生のもとを離れると、こんどは国が彼らに法律を学ばせ、法律を規範とした生活を送らせる。それは、彼らが自由勝手なふるまいをしないようにするためだ。…国もそれと同様に、いにしえの優れた立法家によって作られた、法律というまっすぐな線を下書きし、支配をする際にも支配をうけるさいにも、それに従わせるのである。そして、その外にはみ出す者があれば、国は罰を与え

# るのだ。(プラトン『プロタゴラス』76)

これはプラトン著作における国法と国家の関係性を示唆していると言える。 国家は法律を人々に強制するが、その支配の基準となる法律は、いにしえの 優れた立法家(神々)によって作られたものなのである。

このように、ノモス(国法)は、元来ギリシャ神話の神々によって創られ たとされていたが、ソクラテスが生きた時代はノモスの持つ意味合いが変化 する過渡期であった。北西ギリシャのドドナで行われていたゼウスの神託記 から、ソクラテス以前の時代、神託は行動の指針であったと推測され、特に 国家による神託伺いは宗教的権威付けの為に行われていたとされる(パー カー 3-4)。しかし紀元前 479 年以降、アテナイ人たちは政治的な助言を神 託に求めておらず、不確かな神託よりも民主制による合議により政治的決断 を下すようになっていった(パーカー 7)。つまり.ノモスを最初に創造し た神々の存在が人々の中で薄れてきていたと考えられる。そして国法(ノモ ス)を作ったのは神々だが、それが段々「人々の慣習」という意味に変化し ていったとも言われている(中澤 128)。そしてソクラテスが死んだとされ る紀元前399年頃には成文法が成立した。そこでは「今後永久に守られるべ き一般的な成文法は『法 (ノモス)』として、また外国との条約など一時的 な国の決定は『民会議決(プセピスマ)』として区別され、前者が後者より も優位に立つという原則が設けられた | (橋場『古代ギリシャ』144)。この 時点でのノモスは、神々によって作られたものではなく、 市民の手により制 定されたものとなった。

こうした時代背景の中でソクラテスが国法のみを自身の対話相手としたのは、国法の起源である神々の存在が人々の中で薄らいでいくことに対する批判としても読める。国法と国家を並列した状態で「国法にのみ従う」と発話することで、ソクラテスによるレトリックは国家が本来従うべき国法(ギリシャの神々)から乖離していることを暗に批判している。

#### 3.4 国法と国家の対比と擬人化

ソクラテスが国法のみを自己研鑽の試金石としているという上記の説を検 証する為、本節では『ソクラテスの弁明』、『クリトン』、『パイドン』におい て国法と国家がどのように配置されているか、また国法と神々及び国家と民 衆がどのように結びつけられているのか、そしてその表象関係が提示するも のは何かを精査していく。本論文では特に国法と国家が対比される中でその 差異が強調され、国法の優位性が打ち立てられる対比のレトリックと、国法 と国家が擬人化されるレトリックの2つに着目する。以下ではそれらのレト リックが生成する意味やパレーシアとの関連を論じる。

プラトン版ソクラテスは、国法と神々を同列のものとして提示し、国家と 民衆を国法には劣るものとして提示している。神々を軽んじ、若者たちを扇 動しているという罪に問われた裁判の中で、ソクラテスは自身が唯一従うも のとして神々の存在を挙げている。ソクラテスは「私の知慧に関する―もし それが実際知慧といえるものならば―またその性質に関する証人として私は デルフォイの神を立てる | (プラトン『ソクラテスの弁明』22-23) と発言 している。そもそもソクラテスがアテナイで賢者と呼ばれる者たちと次々議 **論をしていたのは、民主制にはソクラテスのような存在が必要だとデルフォ** イにあるアポロン神殿から信託を授けられたからであり、ソクラテスの行為 は神々の意志によるものである。ここでは、ソクラテスのことばの真実味は 神々によって担保されており、ソクラテスが神々を冒涜するどころか神々を 心から信じているのだという主張(彼自身への協約)に繋がる。

そしてソクラテスは神々と国法を同等のものとして提示している。裁判で ソクラテスは「事件をして神の御意(みこころ)のままに成り行かしめよ。 とにかく私は国法に従い、そうして弁明しなければならない |(『ソクラテス の弁明』19)と発言している。ここでは神々と国法双方が、ソクラテスが従 うべきものとして並列されている。

そして、ソクラテスは民意よりも神々に従うということ、つまり民意より

も神々が重要であるという差異をこの並置は同時に明示している。曰く,「アテナイ人諸君よ,私は諸君を尊重しかつ親愛する者であるが,しかし諸君に従うよりもむしろいっそう多く神に従うであろう」(『ソクラテスの弁明』43)。そしてソクラテス自身が実際に民意よりも国法に従ってきたという例も挙げている。ソクラテスが参政院議員だった頃,他の議員が状況的に違法行為もやむ無しと判断する中,ソクラテスだけが違法行為に反対したことがあった。「私は,投獄と死刑とを恐れて,違法決議をした諸君と行動を共にするよりも,むしろ国法と正義の味方となってあらゆる危険を冒すべきであると信じたのだった」(『ソクラテスの弁明』49)。ここでも民意と国法は一致しないものとして提示されている。実際,その二つは相反する場合があり、その場合ソクラテスは国法に従う。ここでも国法が国家よりも重要という序列は明確である。

そして弁明虚しく、ソクラテスは死刑判決を受ける。死刑判決後の弟子クリトンとの対話の中で、ソクラテスは民衆を「彼ら」と呼び、自らとの間に距離を置いている。そして民衆に対して批判的な態度を取る。「…彼らはどちらも出来ないのだ。彼らには人を賢くする力も愚かにする力もない。彼らのすることは皆偶然の結果なのだよ」(プラトン『クリトン』77)。この「神々の意志に従ったソクラテス」と、「偶然の結果でしかない民意」という対比から、本来は神々に従うべきである民衆が神々の意志に背いていることに、ソクラテスが批判的であることが読み取れる。

そして『クリトン』中盤から、ソクラテスによる国法と国家の擬人化が始まる。擬人法とは、物や抽象概念などの人でないものを人に見立て、わかりやすくする表現技法(=レトリック)である(小倉68)。以下に、擬人化の冒頭部分を引用する。

まあこんなふうに考えて見たまえ。ここから逃亡しようと―といっても何といってもかまわないが―している僕達のところへ、国法と

国家とがやって来て、僕達に近寄ってこう訊いたとして見るのだ ね。「ソクラテスよ…お前は、お前がしようとしている行動によっ て、われわれ法律と国家組織の全体とを、お前の力の及ぶかぎり、 破壊するというちょうどそのことを企図しようとしているのではな いかね。それともお前は、一度下された法の決定がなんの実行力も なく、私人によって無効にされ破棄されるようなことがあっても、 なおその国家は存立して顛覆を免れることができると思っているの か | と。(『クリトン』91)

ここでは国法と国家が同時に擬人化され登場するものの、法律が遵守される ことで国家が存続しているのであり、国家の前に法がある。つまり国法が国 家よりも重要という従属関係が明示されている。さらに別の箇所でも「国法 のない国家を誰が好く者があろう」(『クリトン』98)」、「何よりも神聖な国 法 |(『クリトン』100)といった発言があり、国法が国家の前にあり、国法を 国家の上位に置くという関係が繰り返し現れる。

こうして見ると、元々は神々の領域であった国法は神々と同等の権威があ るように読める。しかしソクラテスの発言から、国法と神々は全く同じでは ないことも同時に読み取れる。国法と国家には従わない自由が市民にはある のである。以下に、擬人化された国法の発言を引用する。

> われわれ「国法と国家」はお前を産みおとし、扶養し、教育しまた お前やその他すべての市民に、われわれの掌中にあるあらゆる良き ものを分け与えたものだが、それにもかかわらずわれわれは、これ を望むどのアテナイ人に向ってもこう宣言しているではないか。彼 が一人前の市民となり国家の実状やわれわれ法律というものを観察 したときに、もし万が一われわれが彼の意(こころ)に適わないよ うなことがあれば、その時彼はその全財宝を携えてどこでも好きな

ところへ行くことを許される、と。…なおここに留まっている者は、われわれの命ずるところの一切を履行することを、行為によってわれわれに約束した者だとわれわれは主張する。(『クリトン』 95)

つまり、絶対的な存在である神々とは異なり、国法や国家には従わない自由が市民にはあった。しかし従わないのならば、その法と国家から去ってよい。国家に留まっているということは、「われわれやわれわれの国家に満足していた」(『クリトン』 97)ことの証明となり、その国法や国家に背くことは自己矛盾となる。つまりここでは、国法や国家に従っているかどうかが、一個人が自己矛盾に陥っていないかを点検する試金石となっている。これはプラトン版ソクラテスの中では、自己研鑽をする勇気(=哲学的パレーシア)の試金石は国法と国家であり得ることを示す。

しかし先述したように、国法と国家の指し示す選択は必ずしも一致しない。裁判結果は不当であるとして脱獄を提案するクリトンに対し、ソクラテスは脱獄とは国法に背くことであると発言する。擬人化された国法曰く

ソクラテスよ、お前の養育者なるわれわれの言に従うがいい。そうして子供をも、生命をも、その他のものをも、正義以上に重視するようなことをするな。…今ならお前は不正を一われわれ国法からというよりも、人間から一加えられた者としてこの世を去るのだ。(『クリトン』101)

死刑は民意による不当な罰であるかもしれない、しかしそれが法で定められた手順であり、そしてその法を遵守する国家に自らの意志で留まっていた以上、死刑から逃れることは国法から逃れることであり、即ち神々や正義からの逃走となる。ここでは国法が正義であり民衆や国家は正義ではないが、国

法(正義)によって定められた裁判結果(正義ではない)に従わないことは 不正義となってしまう。神々が作り出した国法のみがソクラテスにとっての 試金石であることに変わりはないが、国法に従った結果、死刑を受け入れざ るを得ない。裁判結果が不当であるとしながらも死刑を自ら受け入れるとい うのは一見矛盾しているように聞こえるが、ソクラテスの主張は終始一貫し ている。むしろソクラテスは、「まったく善き主人である神々の元に行くと いう点では希望を抱いている」(プラトン『パイドン』38)のである。

上記では国法と国家が対比のレトリックで描写されていることを抽出し た。しかしなぜソクラテスは国法・国家をわざわざ擬人化し、対話相手とし たのか。なぜソクラテスの対話相手は神々ではなく国法だったのか。これに は、神々は対話相手とはなり得なかったという時代背景が関係していると推 察される。神々と対等に語ることは神々への冒涜とされた為(土井 83). 神々に従うことを信条としていたソクラテスが神々を対話相手に選ぶという のは自己矛盾に繋がる。さらに擬人化は「抽象的でわかりにくいイデオロ ギーに理解しやすい意味を付与する働きがある | (村井84)。これは受け手 の認識や行動を変容させることばの力であり、即ちレトリックである。擬人 化された国法との対話というレトリックにより、より国法の「哲学的パレー シアにおける自己研鑽の試金石 | としての役割が明確となっている。また. ソクラテス以前のパレーシアは王に対して物申す家来、民衆の前で真実を語 る市民など、人と人との対話という形式の中で生成されてきている。敢えて 国法を擬人化し対話するというソクラテスのレトリックは、このようなパ レーシアを巡る歴史的な流れの中でも捉え直すことができる。

ソクラテスはレトリックを使ってアテナイ市民を説得したわけではない (むしろ、裁判では弁明虚しく死刑判決を受けている)。ソクラテスのレト リックが行ったことは、アテナイ市民にとっての自己研鑽の試金石である国 法を代弁すること、そしてアテナイ市民が自己矛盾を避け、国法に従うこと ができるのかを試すことである。ここでは、国法が神々から与えられたもの であることを理解している者だけが、ソクラテスによる国家と国法の対比に 意味を見出すことができる。つまりアテナイ市民は、(1)国法こそが自己研鑽 の試金石であることが理解できているか(2)国家・民意ではなく国法に従う ことができるかという二点を、ソクラテスを通して擬人化された国法から試 されているのである。そしてこの国法を巡るレトリックを理解できている者 だけが、国法を試金石として自己研鑽を行う勇気(=哲学的パレーシア)を 駆動することができる。つまり、レトリックがパレーシア行使の条件を構成 しているといえる。

# 4. まとめ

本論文はフーコーによるパレーシア概念を起点に、ソクラテスがいかに国法のみを己の、そして民衆にとっての自己研鑽の試金石として描き出してきたのかを見てきた。国法と国家を対比し擬人化するレトリックにより、国法のみが神々の意志の反映であり、国法に従うことこそが人々が自己矛盾を回避し正しく生きる為の方法であることが提示された。このことにより、レトリックを通じてパレーシアが行使されうること、すなわちパレーシアとレトリックは不可分であることが示された。そしてさらに重要な点として、この国法を巡るレトリックを理解することが、ソクラテスや民衆がパレーシア(=自分は真実を語る者であるという自己との契約)を発揮する条件となっていた。少なくともプラトンの著作においてのパレーシアとは、国法(ギリシャの神々)に対して自分は真実を語っていると約束できること、そして己が信じている真実を語る勇気を指していると言えよう。これらの批判的解釈から、プラトン、ひいてはフーコーによるレトリックとパレーシアの相反性は揺らぎ、パレーシアを行使する為にレトリックが果たす役割の重要性を確認することができた。

近代以降(19世紀以降),「知にとっての客体であるとともに認識する主体でもある」(フーコー『言葉と物』332)人間の存在を当然視してきた我々

には、当たり前になりすぎて見えないものがある。国法に従うことが自己矛 盾を避ける為の試金石であるというソクラテスの主張は、個人の意思で物事 を決定できるという前提の人間中心主義が限定的・近代的な産物であること を我々に再確認させてくれる。本論文では、真実を語る勇気(=パレーシ ア)はレトリックを通じて生成されうることを例示した。パレーシアとレト リックが繋がることは、コミュニケーション研究における主体概念をより多 層的なものへとし.「自己との関係性」とレトリックの相互関係、さらに試 金石となるような措定された第三者の存在を探求していく契機となる。

現代の民衆がパレーシアを発揮する際の試金石は、おそらくギリシャの 神々ではないであろう。しかし、現代でも自らが真実を語る者だという自己 との契約を行っていると考えられる例は数多い。例えば、日本語では「お天 道様に誓って嘘は言っていない | といった表現が挙げられる。この場合、お 天道様がギリシャの神々のような試金石の役割を果たしていると言えよう。 宗教的な神も同じく試金石となり得るが、神を信じない人でも自己の行為を 顧みる際に倫理や哲学を無意識に参照しているであろう。例えば路上喫煙や 放置自転車などのモラルが問われる行為に対して、子どもの描いた絵や子ど もを想起させるイメージが使用されることは多い。これは「子どもに見られ て恥ずかしくない大人であるべき|という倫理観の下.子どもからのまなざ しが試金石となっている。ソクラテスにおけるパレーシア概念とレトリック を理解することで、自分の行いを決定するとされる人間は一元的なものでは なく、第三者からの審判や無意識を含むという考察が可能となる。また、紙 面の都合上詳しくは触れないが、フーコーはキリスト教における罪の告白の 源流をパレーシアに見ている(上田128)。そこからも、パレーシアが古代 ギリシャのみで実践された特殊なコミュニケーションではなく、普遍的な要 素をも持っていることがわかる。このような視点は、現代のコミュニケー ションを考える上でも重要であろう。

本研究は JSPS 科研費 19K13276 の助成を受けたものです。

#### 引用文献

- 池田理知子.『日常から考えるコミュニケーション学:メディアを通して学ぶ』ナカニシヤ出版 2015.
- 上田和彦. 「告白のパレーシア―隷従化されない主体化を求めて―」 『思想no. 1145』 岩波書店, 2019. 125-144 頁
- 小倉雅明.「擬人法(personification)」瀬戸賢一・宮畑一範・小倉雅明編著『[例解]現 代レトリック事典』大修館書店、2022、68-71 頁
- 柿田秀樹.『倫理のパフォーマンス:イソクラテスの哲学と民主主義批判』彩流社, 2012.
- 葛西康徳. 「古代ギリシアにおける法(Nomos)の概念について: とくに立法および立法者に焦点を合わせて|『国際哲学研究別冊2』2013.
- 菅野盾樹、『レトリック論を学ぶ人のために』世界思想社、2007、
- 酒井隆史・重田園江. 「誤謬の勇気」『現代思想vol. 37-7 特集: ミシェル・フーコー』 青土社, 2009. 50-81 頁
- 末田清子・福田浩子. 『コミュニケーション学―その展望と視点(増補版)』松柏社, 2020.
- 土井健司. 「パレーシア:自由を語ること:ニュッサのグレゴリオスにおけるその転換」『神学研究 44』1997. 79-102 頁
- トゥキュディデス. 『戦記』 久保正彰訳. 中央公論新社. 2013.
- 中澤務.「古代ギリシアにおける異文化理解の諸相(1): ノモスとピュシス」*The Journal of Center for the Global Study of Cultural Heritage and Culture 2*. 2015. 127–139 頁
- 鍋倉健悦。『異文化コミュニケーション入門』丸善出版。1997。
- プラトン. 『ソクラテスの弁明・クリトン』 久保勉訳. 岩波文庫, 1927.
- ----.『パイドン:魂について』納富信留訳. 光文社古典新訳文庫. 2019.
- ----. 『プロタゴラス: あるソフィストとの対話』中澤務訳. 光文社古典新訳文庫, 2010.
- 堀尾耕一. 「パレーシアと民主制」小泉義之・立木康介編『フーコー研究』岩波書店, 2021. 504-520 頁

- 納富信留. 『哲学の誕生:ソクラテスとは何者か』ちくま学芸文庫,2017.
- 橋場弦. 『古代ギリシアの民主政』岩波新書, 2017.
- ---- 『民主主義の源流:古代アテネの実験』講談社学術文庫, 2016.
- 中山元. 「ソクラテスのパレーシア」『現代思想 2003 年 12 月臨時増刊号: 総特集 = フーコー』青土社. 2003. 160-171 頁
- ミシェル・フーコー. 『言葉と物:人文科学の考古学』渡辺一民・佐々木明訳. 新潮 社, 1974.
- ----. 『自己と他者の統治: コレージュ・ド・フランス講義 1982-1983 年度』阿部崇訳. 筑摩書房, 2010.
- ----. 『真理とディスクール:パレーシア講義』中山元訳. 筑摩書房, 2002.
- ---- 『真理の勇気: コレージュ・ド・フランス講義 1983-1984 年度』慎改康之 訳. 筑摩書房, 2012.
- 村井洋.「ジョナサン・チャタリス―ブラック『政治家とレトリック』」『総合政策論 叢第26号』島根県立大学総合政策学会. 2013. 83-86頁
- パーカー・ロバート. 「論説: アテナイにおけるト占」 『西洋古代史研究 17』 2017. 1 -13 頁
- Brummet, Barry. Reading Rhetorical Theory. Harcourt College Publishers, 2000.
- Burke, Kenneth. *On Symbols and Society*. Edited and with an Introduction by Gusfield, R. Joseph, The University of Chicago Press, 1989.
- Dues, Michel. and Brown, Mary. *Boxing Plato's Shadow: An Introduction to the Study of Human Communication*. McGraw-Hill Humanities Social, 2003.
- Foss, K. Sonja, Foss, A. Karen, and Trapp, Robert. *Contemporary Perspectives on Rhetoric:30th Anniversary Edition*. 2014, Waveland Press.
- Lanham, A. Richard. A Handlist of Rhetorical Terms Second Edition. University of California Press. 1991.
- "Koinonia." Online Etymology Dictionary. Retrieved from https://www.etymonline. com/jp/word/koinonia. Accessed 15 Feb. 2024.
- Palczewski, H. Catherine., Ice, Richard., and Fritch, John. *Rhetoric in Civic Life*. Strata Publishing, Inc., 2012.
- Poulakos, John and Poulakos, Takis. *Classical Rhetorical Theory*. Houghton Mifflin Company. 1999.
- "Plato, Crito." Perseus Digital Library. Retrieved from http://www.perseus.tufts.edu/

 $\label{looper_text} $$ hopper/text? doc=Perseus \% 3A text \% 3A 1999.01.0169 \% 3A text \% 3D Crito \% 3A section \% 3D 50a. Accessed 15 Feb. 2024.$ 

Walzer, Arthur E. "Parrēsia, Foucault, and the Classical Rhetorical Tradition." *Rhetoric Society Quarterly*, vol. 43, no.1, 2013, pp. 1–21, DOI: 10.1080/02773945.201 2.740130

Rhetoric as a Condition for Exercising Parresia Through Socrates' Rhetoric in Plato's *Apology, Crito,* and *Pheado* 

MIYAWAKI Kaori

This essay describes the importance of the "relationship with the self" to the communication field, with a focus on Michel Foucault's concept of parresia (παρρησία). According to Foucault, parresia is the contract with oneself that arises when one has the courage to speak the truth, even when the spoken truth puts one's life at risk. In other words, parresia is the courage to declare "I am indeed the very person who says that." Foucault describes parresia as the opposite of rhetoric, by which he means sophistry. This essay defines rhetoric as the power of symbols, a power that selects and deflects one's perception and leads to certain actions, and argues that rhetoric is not disconnected from parresia. Rather, rhetoric creates the condition for exercising parresia.

Based on that understanding of parresia and rhetoric, this essay analyzes Socrates' rhetoric of gods, the laws, and the government found in Plato's *Apology, Crito*, and *Pheado*. It argues that rhetoric of Socrates parallels the laws and the government, and it demonstrates that only the laws are given by Greek gods, and the government is merely a contract among citizens. Here, whether or not one is speaking truth or not is judged not by self or audience but by the third party, the laws created by the gods. Furthermore, understanding the supremacy of the laws over the government creates the condition in which parresia arises. This analysis demonstrates that parresia is not the opposite of rhetoric but is instead bound to rhetoric.

Keywords: parresia, Michel Foucault, rhetoric, Socrates, Plato

# 中国・ゼロコロナ政策の変容過程と 民意の変化

---- 雲南省滞在の外国人の視点と経験から ----

雨森直也

キーワード:ゼロコロナ政策、世論の変化、健康コード、中国

#### 1. はじめに

2019年末における新型コロナウイルス(以下、コロナウイルスと記述)の発生確認とそれ以降の全世界への拡大は、我々が生きる現代社会にとって、未曽有の経験であり、世界経済にとって大きな試練となった。コロナウイルスの感染がもっとも早く広がった中国では当初、武漢だけのことと「対岸の火事」と高をくくっていたような対応であったが、その全国的な広がりによって、個々のコミュニティが出入口を封鎖するなど、右往左往の対応が行われた。そこで中国政府が採用した政策はのちにゼロコロナ政策(中国では「動態清零」と呼称)と言われるものであった。

雨森(2021)はコロナウイルスへの対策が始まった当初の雲南省の少数民族村落の住民の様子を時系列的に紹介し、彼らの日常を取り戻す活動について検討を加えた。また、日暮(2024)は当時、広州日本人学校の管理職として、中国当局の指示により実施されたゼロコロナ政策の経験を紹介した。ま

た,瀬戸他(2022)は中国のゼロコロナ政策<sup>1)</sup>の概要を解説し、その政策の構造的な問題を提起した。

他方で、コロナウイルスが医学的認知を最初にされた中国では、ゼロコロナ政策に関して社会科学の側面から検討を加えられた研究が非常に少ない。それは中国特有の学問と言っても過言ではないマルクス主義学の研究があるのみである。例えば、マルクス主義学者と推定される任(2022)は、いかに「動態清零」を堅持するかといったことに焦点を絞り、論理展開がなされていた。中国の研究において、発表可能な研究は中国政府が推し進めていた「動態清零」をいかに堅持・推進していくか、というもののみであり、それに疑問を呈する論考は発表されなかった(できなかった)と強く推認される。

中国のゼロコロナ政策は、中国政府が人から人への感染を認めた 2020 年 1月を基準としても、2022 年 12 月までのおよそ 3 年にわたるきわめて長い 期間実施されたということで見れば、人類史上、まれにみる政策であったといっても過言ではない。それを文字の形で残しておくことは非常に重要な意義を持っている。

そこで、本稿では中国のコロナ政策を3期に分け、それぞれの政策の流れを紹介するとともに、ゼロコロナ政策のもとで生活した筆者の経験をまじえ、時折の政策と民意の変化について考察を加えていきたい。あらかじめ断っておくが、本稿は当時の歴史を書き残しておくことが主要な目的であり、当時のゼロコロナ政策の是非・評価を議論するものではない。

# 2. 中国ゼロコロナ政策の概要

中国のコロナウイルス政策はおもに、初動期、ゼロコロナ政策期前半、ゼロコロナ政策期後半の3期に分けられる。ゼロコロナ政策期の前半と後半に

<sup>1)</sup> 瀬戸他 (2022) では、動的ゼロコロナと呼んでいるが、「動態清零」と同義である。

明確な節目があるわけではないが、その政策が小さくない変化を示し、中国 世論の動向も大きく変化してきたことは明らかであり、あえて前半と後半に 分けたい。

初動期は中国政府が公式に武漢でコロナウイルスの人から人への感染を認めた2020年1月から全国でおおむね統一されたゼロコロナ政策を開始するまでを指す。この時期、コロナウイルス感染者(以下、感染者と記述)が発生した武漢やその他の特定のエリアでロックダウンが実施され、その期間はさまざまであったが、すべてのエリアで封じ込めにほぼ成功した<sup>2</sup>。

2020年3月下旬になり、全国的な制度の統一性がみられるゼロコロナ政策が実施され始めた。この政策のかなめとして実際に行われたのは、市民の移動管理の強化であり、スマートフォンのアプリを利用した健康コード(健康码)であった。この健康コードはゼロコロナ政策を通して一貫して、同政策のもっとも重要なシステムであり続けた。

ゼロコロナ政策の前期はコロナウイルスワクチン(以下,ワクチン)もなく、またコロナウイルスの感染力もそれほど強くない時期であった。この時期は感染者も少なく、隔離対象となる人数もそれほど多くなかった。その後期になると、ワクチンがおおむね行き渡った一方で、感染者が増え、政府はその対策としてPCR検査を多用した。

最終的には2022年12月7日に中国政府により、突如、ゼロコロナ政策の 廃止が発表され、翌日からゼロコロナ政策は廃止された。他方で、出入国政 策では少し慎重な姿勢はとっていたが、これ以降、ほぼすべてのコロナ関連 の規制が撤廃されていった。

2024年10月現在では、もう何事もなかったように日常が戻っている。

厚生労働省検疫所HP「中国における新型コロナウイルスに関する注意喚起(その10)(早期の一時帰国や中国への渡航の一時延期を含む安全確保を積極的にご検討ください。)」https://www.forth.go.jp/topics/202002121513.html(2024年7月5日閲覧)

#### 3. ゼロコロナ政策の動向と筆者周辺のできごと

# (1) 初動期(2020年1月-3月)

# 1) コロナ政策と社会の動向

2020年1月20日に、中国政府はコロナウイルスの人から人への感染を認めた。それにともなって、最初にコロナウイルスが見つかった武漢では1月末からロックダウンに突入した。その後、この措置はおよそ2か月半にわたり実施され、4月7日まで行われた<sup>3</sup>。

その一方で、この時期、コロナウイルスを封じ込めることに躍起になっていた中国政府はロックダウン以前に武漢を脱出し、中国各地に散らばった武漢の市民や出稼ぎや学業から中国各地に帰省していた人を集め、PCR検査と検査結果が出るまでの隔離を要求した。他方で、この時期の政策の特徴は、コロナウイルスの封じ込めという方向性自体は同じだったが、省、さらに言えば、実質的に末端の行政機構を担っている県によってもコロナウイルス政策に相応の違いがあったことである。つまり、百花繚乱のコロナ政策が存在していた。例えば、大理ペー族自治州(以下、大理州と記述)の某県では短い時期ではあったものの、一切の来県ができない対策を取っていた。また、マスクが不足した大理市では、重慶市がミャンマーから購入したマスクを横取りし、市長が処分された。しかし、この時期の地方政府の対応は、感染者が発生すると幹部ら自身の評価に響くという思いもあっただろうが、感染者が出ないように住民を守ろうと懸命になっていた。

<sup>3)</sup> 中华人民共和国中央政府HP「武汉"解封",后续焦点问题如何应对?」https://www.gov.cn/xinwen/2020-04/09/content\_5500415.htm (2024年10月13日閲覧)この記事は、新華社配信の記事を当該HPが転載したものである。配信元の新華社はすでに記事を削除したようである。

<sup>4)</sup> 毎日新聞HP「中国・大理市が輸送途中のマスク30万枚緊急徴用 購入した重慶市が返却要求 新型肺炎」https://mainichi.jp/articles/20200206/k00/00m/030/151000c (2024年10月11日閲覧) 同じ「市」と付いているが、重慶市は直轄市と呼ばれる「省レベル」の市で、大理市は県級市と呼ばれる「県レベル」の市である。

2月下旬になり、中国政府がコロナウイルスの封じ込めのために意図的に 遅らせていた新年明けの仕事が始まり、公共交通機関も県ごとに再開時期に 多少の差はあったものの、徐々に動き始めた。他方で、コロナウイルスを封 じ込め、持ち込ませないことに重点がおかれた百花繚乱ともいえるゼロコロ ナ政策は継続されていた。

出入国政策では、この時期(~2020年3月28日)はまだ、中国に入国すること自体は可能であった。その背景には中国での状況が世界に比べてひどいという認識であったからだが、3月末には大きく転換し、一気に「鎖国政策」へと変わった。これは世界中にコロナウイルスが拡散した一方で、中国では逆に、その封じ込めにほぼ成功したからに他ならない。

#### 2) 筆者周辺で発生したこと

筆者が経験した 2020 年の春休み中のことについては、雨森(2021)においてすでに、詳しく記述した通りである。春休みが開ける 2020 年 2 月末に筆者がキャンパスに戻ると、先に紹介した大理市政府が重慶市政府の購入したマスクを横取りしたという事件はしきりに話題となっていた。だが、大理市に住む者としてはそれだけ必死なのだということは理解できた。また、大学では「(休みの間に帰国していた) 外国人教員が戻ってきてくれるか」という心配をしていた。つまり、この時点で海外よりも中国の状況の方が「悲惨」であるという認識を持っていた。また、省外に帰省をした教員・学生もそれぞれの省でのコロナウイルス政策によって、大理市に戻ってこられない状況も少なからず発生しているという事態となり、現実問題として授業の開始が遅れることになった。

その後、2週間ほど遅れて新学期の授業が開始されたが、学生はキャンパスに戻ってくる必要はなく、授業はネット上で行われ、キャンパスにいた学生(主に留学生)や教員を含めて人がなるべく集まることのないように工夫された。他方で、筆者は当時の状況からしてやむをえないことだと認識していたが、教員・学生に対して所在地の管理は非常に厳しくなり、当初は大学

で独自のアプリを開発して、居場所の確認を毎日行っていた。とりわけ、大 理市外への移動が無断で行われていないかを確認していた。これらは大理市 の政策のもとで実施されていた。

一部の省では3月からすでに始まっていたものであるが、雲南省では4月に入り、健康コード(写真1)のアプリがWeChat(微信)に紐づけられた形で作られ、当初は「任意だ」と聞かされていたが、店や公共施設の入場にも徐々に利用されるように当局の指導があり、間接強制される方向になっていった。



写真1 雲南省の健康コード

(2022年11月のもの,筆者スマートフォンのスクリーンショット, 二次元コード・パスポートナンバーはぽかし加工済み)

# (2) ゼロコロナ政策前期(2020年3月末-2021年冬)

# 1) コロナ政策と社会の動向

ゼロコロナ政策前期は初動期にコロナウイルスの封じ込めに成功したこともあり、市民の政策への満足度も含めて、うまく回っていた時期であった。また、この時期から「コロナウイルスはアメリカがばらまいた」という言説がまことしやかに広まっていった時期でもあった。筆者はゼロコロナ政策期間中、何人もの中国人からその言説を直に聞かされた。そして、連日のよう

に発表される海外におけるコロナウイルスによる死者数などの情報もまた, 人々に恐怖感をもたらし、ゼロコロナ政策への賛意に寄与していた。

2020年6月に入り、中国のゼロコロナ政策の方向性はさらに固まってきた。それは実質的に義務化された健康コードを中心に移動の管理を行い、感染のリスクマネジメントをおこなうことで、コロナウイルスの抑制に取り組み、同時に経済活動も行っていくものである。これが中国でゼロコロナ政策が「動態清零(動的ゼロコロナ)」と呼ばれる理由でもある。

その後も微妙な調整がされることはあったが、この健康コードによる移動の管理と制限、マスク着用の強い奨励、さらには濃厚接触者や感染者の強制 隔離、そのコミュニティのロックダウンというシステムになっていった。

そして、2021年3月から中国で開発されたワクチンの接種が開始された。 中国政府はこのワクチンの接種を個人の任意だとした。その一方で、このワクチンの有効性はかなり宣伝されていた。

国境政策として特筆すべきこととして、ミャンマー・ラオス・ベトナムと 国境を接する雲南省では、こうした国境地帯で感染者がかなり散発的に発生 し、ロックダウンがたびたび発生するようになったことである。そのため、 すべての国境にフェンスを建設したという<sup>5)</sup>。

出入国政策では、2020年3月末から事実上の鎖国状態を採った。その当時、ビザ取得後、未使用(未入国)のビザは無効とされ、外国から中国国内に入国することは新たなビザを取ることが必要とされたが、新たなビザの取得は実質的に不可能であった。この姿勢に変化の兆しが現れたのは、2020年の9月ごろであり、大学でも春休み中に母国に帰国し、戻って来られなくなった外国人教員や外資系企業の業務にも支障が出始めたころであった。そうした批判を受けて、必要な書類が明示され、それらの書類も難しいながら

<sup>5)</sup> 産経新聞HP「中国「南の万里の長城」建設 ミャンマー国境にフェンス 反体 制派の脱出防ぐ?」https://www.sankei.com/article/20210114-YQNKRD5NGN KBNPOZB3MTFPFZEQ/(2024年9月9日閲覧)

も徐々に発行されるようになっていった。そうして入国した外国人や帰国した中国人は入国後、すぐに当局から指定されたホテルで2週間の隔離が行われ、それが終わり、健康コードが「緑」になり、隔離中に行ったPCR検査もすべて陰性という2つの条件を達成すれば、解放される仕組みであった。

#### 2) 筆者周辺で発生したこと

筆者はパスポートの更新を間近に控えていた関係で、2020年4月中旬に大学から「特別の許可」を取って総領事館のある重慶市まで行くことになった。重慶市のホテルは外国人の顧客に比較的慣れている外資系のホテルにしたうえで、あらかじめホテルに電話で確認を取り、予約するほど慎重におこなった。重慶市のホテルに着いた時、フロント従業員は横にいるもう一人の従業員に「電話で確認のあった日本人だ」と話したうえで、筆者に「市外からの外国人なので、あらかじめ電話してくれたのは良かった」と打ち明けてくれた。宿泊手続きは非常に慎重で、健康コードの提示(フロント従業員はそれを写真に撮っていた)が必須となっており、市外からの外国人ということで、かなりピリピリした印象を受けた。

在重慶総領事館が入居するビルの出入りの際に1階入り口のインフォメーションでもらう通行QRコードの取得に、健康コードを見せる必要はなかった。パスポートの更新自体は申請から30分ほどで終わった。しかし、街は以前訪れた時のような活気はなく、地元の人がわずかに散歩をしているだけで、観光客はほとんど見かけることができなかった(写真2)。観光客向けの多く店は閉まっており、開いている店もほとんど客を見られなかった。大学に戻り、当時の規定に従って、筆者は2週間の自宅隔離となり、毎日、体温を測って報告することになった。つまり、この時点ではまだ省外に行くこと自体、非常に厳格であったことだったことを物語っていた。

2020年6月には、健康コードが実質義務化された。その一方で、これが「緑」ならば移動がスムーズにできるようになった。筆者が6月下旬に昆明での領事出張サービスに向かう際、高速鉄道のなかで、これまで声をかけら



# 写真 2 重慶市解放碑付近の様子

(2020年4月筆者撮影)

れたことがなかったが、乗務員に声をかけられ、いつから中国にいるのか、 と聞かれるようになった<sup>6</sup>。これは周りの中国人乗客に対しては何も聞いて いなかった。

筆者が所属する大学では夏休みになる前に、不必要な旅行を極力避けるように通知された。私の友人の何人かに直に話を聞いたところ、似たような通知を受けていることがほとんどであり、こうした通知は公共部門やそれなりの組織では出されていたと見られる。そのため、観光旅行には行きにくい状況であった。また、大理市外に出るにも大学への報告が求められた(コロナ以前は大理州内の移動は基本的に必要ではなかった)。

したがって、夏休みのフィールドワークは「私的な友人との交流」にとど めたうえで、筆者が長年、フィールドワークを行っている村で話を聞いたと

<sup>6)</sup> 筆者自身が列車乗務員に質問を受けたのは、2022年7月に列車に乗った際にも 聞かれ、同年12月末には聞かれなくなったので、ゼロコロナ政策廃止にとも なって、それも廃止されたものと考えられる。

ころ,経済は非常に悪いと皆,述べていた。1人の大工の棟梁の男性(50代)は「(請け負っている仕事の)代金の回収が非常に難しい」と話し,経済が悪いのか?と聞いたら,うなずいていた。他にも,観光地でのビジネスに失敗して,家にいるという人,仕事がなく家にいる人も普段の年に比べて多くいた。

2020年の夏休みは特に、筆者のまわりで大きな事件が発生するわけでもなく、隔離施設の部屋を映した動画が出回り、その施設が「まるで監獄だ」といううわさが広まったぐらいであった。ただし、こうした隔離施設の映像も、ほとんどの人にとって「他人事」であり、何か遠い世界で起きていることのようであった。この時期はコロナウイルスに感染することも、濃厚接触者となることも、かなり稀な時期であった。所属する大学では、新学期が始まる2週間前にキャンパスや大理市内に戻ってくることが義務付けられ、これはゼロコロナ政策が終わるまで続けられた。

ゼロコロナ政策は9月以降も、大きな変更もなく、フィールドワークは少しずつ解禁されるようになった。だが、その可能な期間は短く限られており、また、大理州で感染者が出れば、解禁されたフィールドワークも取り消されるような不安定なものであった。しかし、この段階で、コロナウイルスの封じ込めはうまくコントロールされていた。

冬になるにつれて、コロナウイルスは活発化した。手元に当時の数字を持ち合わせているわけではないが、感染力の強い新たな変異株が中国国内に入ってくることも防ぎされず、感染者はわずかに増える傾向にあったとみられる。だが、2020年の冬はそれでも、これまでの政策は大きな追加措置を必要とするほどではなく、筆者のまわりで大きな変化は特になかった。

2021年3月には筆者は昆明に行き、在重慶総領事館で雲南省を担当していた領事の送別会に参加したが、店の入れ替わりも多く、景気は決してよくないと感じられる状況であった。やはり、この往復の高速鉄道車内でも、筆者は乗務員から声をかけられ、以前の乗車時と同様であった。

同じ月には、筆者が所属する大学でもワクチンの接種が始まった。大学では中国政府が保障した「ワクチン接種の任意性」については当初、比較的しっかりと守られており、ワクチンを打ちたくない人や筆者のように様子見の人も含めて強く接種を求められることはなかった。だが、後になって「ワクチン接種推進担当」のような教員が各学院に決められ、接種をしない教員については、「なんで、打たないの?」などと聞かれるようになり、接種への圧力は強くなる傾向にあった。筆者は外国人教員なので、「まだ様子を見ている」といえば、それ以上、言われることはなかったが、ワクチンの接種をしない中国人の教員に対しては、「圧力は徐々に高まっている」(匿名希望の中国人教員)とのことであった。

2021年5月にはコロナウイルスの感染も落ち着き、大理州鶴慶県でおよそ3週間強に及ぶフィールドワークを実施することができた。その際も、筆者は村住民のゼロコロナ政策への支持は強いことを感じた。ただし、ゼロコロナ政策で経済状態が悪化していることは彼らも感じており、このまま続けても「ジリ貧」や「商売が厳しい」という認識は自営で商売をしている者や経営者ほど述べていた。

村におけるワクチン接種については、大学ほど任意性があまり担保されておらず、強制性が強く、村公所幹部から「脅された」という村住民も複数いた。筆者の管見の限りで述べれば、村では2021年8月末までに、1回目のワクチンを接種していない人は接種年齢に達していない子どもを除けば、かなり高齢の人に限られるようになった。

ゼロコロナ政策前期は総じて、政策も安定し、市民の高い支持を得ていた。他方で、コロナウイルスによって経済的な影響が甚大であることは中国 政府もはっきり認識してきたのか、ビジネスへの障壁をなるべく小さくするように調整を行っていたものと考えられる。だが、筆者が住んでいる大理市でも、観光地区で経営不振による店舗の閉店が目に付くようになった。

# (3) ゼロコロナ政策後期(2021年冬-2022年12月)

#### 1) コロナ政策と社会の動向

冬の乾燥する季節は元来、コロナウイルスの活動が活発であることに加え、2021年の冬は3月から始まったワクチンの3回の接種が概ね終わった時期であった。しかし、市民の予想と異なり、中国の大都市を中心に感染者や濃厚接触者が増え、隔離される地区・市民は増えていった。そして、市民の大きな不満は地区ごとの隔離を実施しても、感染者が発生し、コミュニティの封鎖がなかなか解除にならないことであった。そして、この時期のゼロコロナ政策の大きな変化は、PCR検査をかなり多用し始めたことである。その背景にはワクチン接種にともなって不顕性の感染者が増えたと推測される。大理州外に行く際にも、ホテルに宿泊する際にも、PCR検査の結果が必要になり、健康コードに検査の結果が反映されるようになった。。

上記のように、PCR検査を求められることが劇的に増えたため、それを実施できる場所が病院だけでは足りず、公園や道の片隅のボックスといったところにまでPCR検査場所が設置された。検査の市民の負担額は非常に廉価(1回30-100元、1元≒20円)で、市民がその費用のすべてを負担しているとはとても考えられず、ゼロコロナ政策の維持にさらに多くの経費が必要となっていることは火を見るよりも明らかであった。

また,ゼロコロナ政策前期から出入国政策に大きな変化は見られなかっ た。

<sup>7)</sup> ピンズバNEWSHP「コロナ第 11 波が続く中で「ワクチン未接種」の男性が抗体 検査を受けてみたら」https://pinzuba.news/articles/-/8192?page=1 (2024 年 9 月 24 日閲覧) によれば、新潟大学医学部名誉教授へのインタビューで、「調べて みると、ワクチンを打った人のほうが、コロナに感染しやすいというデータがあ ることも分かってきました。ワクチンは効能が強すぎて、元からある人間の免疫 システムが疲弊してしまったり、変異種に感染した際に対応する免疫の働きが抑 え込まれてしまうという事が分かってきたんです」とある。つまり、新型コロナ ワクチンの接種が行き渡ったことで、逆に容易に感染してしまい、感染の拡大を 招いた結果になってしまった可能性は否定できない。

<sup>8)</sup> WeChatにPCR検査の結果が反映されるようになったのは、中国人に比べて外国人は遅く、その結果がそれに反映されること自体、不安定であった。

#### 2) 筆者周辺で発生したこと

2021年の冬以降,ゼロコロナ政策を廃止するまでのおよそ1年間,筆者がPCR検査を行った回数は10回を優に超えた。新学期が始まる際,州外にでるとき,省外に出た際には,さらに現地でPCR検査を行う必要があった。多いときはPCR検査の有効期限の関係上,1か月半の間に3回ほど,PCR検査を行ったことがあるくらいである。ただし,2020年以来,健康コードが「緑」であり、PCR検査の結果が陰性である限り、移動の制限を受けることはほぼなかった。

その一方で、筆者のまわりで中国の動画サイトをよく見ている人によれば、2022年の春先から徐々に、封鎖に対する住民の抵抗や警察への抗議を映したものが増えていったという。しかし、こうした動画は中国の検閲対象になりうるものなので、当初は市民の動画アップと当局による削除とのイタチごっこだった。アップされる動画が増えるにつれ、削除が間に合わない事態になっていくのは想像に難くなく、当局側がより厳選して動画の削除をすれば、当局にとってそれほどでもない動画はネット上に残っていくという事態が発生した。それだけ、封鎖されている拠点が増えてきたこと、それで生活基盤が脅かされて、行動に移さざるをえない市民が中国全土で増えてきたことを表していた。

そうした動画は直接、関係のない市民の共感を呼ぶようになってきており、再生回数はかなりの数に上るものも多く、それは筆者周辺の普段の雑談からも、共感の輪が広がりつつあるというのは実感できた。その一方で、当局は「ゼロコロナ政策は市民の命を守るために行われている」という趣旨の宣伝を広く行うようになってきた。それだけ、当局も市民のゼロコロナ政策への支持低下に危機感を強めていたものと推測される。

2022年7月になり、その年は旅行の自粛指示が発令されなかったのは、 2020年、2021年の夏休みと大きな違いであった。それだけ、経済が冷え込んできていることを政府が強く認識しており、旅行自粛を指示しなかったも のと推測される。そのため、筆者は家族とともに、夏休み始まってすぐに、成都市に遊びに行くことにした。成都市では省外から来ていた人は四川省の健康コードのアプリに登録させられたうえで、到着後72時間以内にPCR検査を受けなければならず、PCR検査を受けるボックスは長蛇の列となっていた(写真3)。「すぐ」でなければならなかったのは、全国でこうした旅行者が増え、それにともないコロナ感染者が増えてくれば、旅行の自粛指示が再び出てくることが火を見るよりも明らかだったためである。筆者のように考える人は非常に多く、所属校でも多くの教員が夏休み始まってすぐに旅行していた。



写真3 長蛇の列ができているPCR検査ボックス

(2022年7月成都市で筆者撮影)

皆の予感は的中し、7月末になると全国各地で感染者が増え始めて、封鎖される地区が徐々に増えてきた。そして、その後も、封鎖された地区はなかなか感染者がなくならず、封鎖解除に時間を要した。さらに、新学期が始まるときにはPCR検査を求められ、学校内で運営されているホテルでは徐々に、学生が感染し、隔離されるという事態が出てきた。

ところで、ゼロコロナ政策後期になると、ゼロコロナ政策下で発生した悲劇的なニュースが多く報道されるようになり、それは日本のメディアも、中国の報道を引用する形で報道した。例えば、2021 年 12 月に発生した陰性証明を持っていなかった体の不調を訴えた妊娠女性が治療拒否され、流産してしまったこと $^{9}$ 、2022 年 9 月には貴州省で隔離施設行きの濃厚接触者等を乗せたバスが深夜に運転していたうえに、そのバスが谷に転落し、27 人の死者を出したこと $^{10}$ は報道されていた。2022 年 3 月に所属校でも、大学の封鎖政策での学生の暴露が発生し、インターネット上で広く批判され、大学は実質的に学生の封鎖管理を緩和する方向で調整せざるをえなくなった $^{10}$ 。

2022 年 8 月末から始まった新学期以降,大学が非常にナーバスになっていることは明らかであり,何かにつけてPCR検査という流れになっていった。そして,ネット上では封鎖で住民と警察や「大白」とよばれる公衆衛生当局職員との諍いを映した動画まで残るようになっていった。

中国の(ネット)メディアは、ゼロコロナ政策そのものの賛否と関連させず、地方政府の行き過ぎを伝える報道がなされ、ネット上が怒り一色になることが増えていき、当事者となった市民やその家族が報道されていない情報を新たにネットに流して、地方行政の過誤を追及するという流れができあがった。

最終的に、11月24日に新疆ウイグル自治区ウルムチのマンションで発生 した火災による多くの死者がゼロコロナによる封鎖でバリケートができてい

<sup>9)</sup> Newsweek日本版HP「あまりに過酷な中国ロックダウンの実情...妊婦は流産し、心臓発作でも治療は受けられず」https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2022/01/post-97837\_1.php (2024年10月17日閲覧)

<sup>10)</sup> NHKHP「中国で大型バス横転 27 人死亡 "感染リスクあり" で搬送中か」https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220919/k10013825231000.html(2024 年 10 月 17 日閲覧)

<sup>11)</sup> ネットニュースは概ね以下のとおりである。大理大学では、コロナ禍の封鎖期間に、教職員・出入りの商売人員は自由にキャンパスに出入りできたが、学生は長期休みまで、ほとんどキャンパスから出られなかった。コロナ禍以来、大学は一貫して健康コードが「緑」にも拘わらず、学生と教職員などと異なる封鎖管理はおかしいと暴露したというものである。

て、それで逃げ遅れたことがわかり、世論は怒りの頂点に達した。それらの 事件が大規模な抗議運動へと変わっていった。

もちろん、そうした行動を中国政府が放置しておくわけはなかったが、それらを抑えきれず、全国で学生や若者を中心に活動が増えてきた。筆者はこの時期に1台のドローンが来て、大学キャンパスにある学生寮の上空あたりで静止している様子を目撃し、大理市内でも抗議運動が発生したという風のうわさを聞いたほどであった。そして、翌12月になっても、それらの運動を抑えきれず、中国政府は12月7日、抗議運動に押し切られるように、ゼロコロナ政策の廃止を突如、発表し、翌日から実施された。

#### 4. ゼロコロナ政策の廃止後

ゼロコロナ政策が廃止される直前,筆者の住む大理市ではすでに,コロナウイルスの大流行の気配があった。筆者の家族もまた,12月10日前後に相次いで全員感染し,大学内でも多くの教員が感染をし始めた。幸いにも,筆者家族は発熱が半日~2日ほど出ただけで熱も下がり,快方に向かい,特に後遺症もなかった。また,所属校では急速な感染の広がりに対応することができず,2週間ほど早く,その学期を終了させ,一部は来年の新学期に回し、学生をすべて帰した。他方で,ゼロコロナ政策が突如,終わったことで,個々の組織はPCR検査必要の有無,隔離に関してまで,統一した基準もなく,一時的に半ば混乱状態であった。

地方政府はゼロコロナ政策廃止後、公園や小屋に作ったコロナ検査所を早々に閉鎖したため、病院には一時期、PCR検査や発熱患者の長蛇の列ができた。病院は長蛇の列ができた数日後に、「今後、出境の際に必要となる場合を除き、国内向けのPCR検査はしない」という内容の宣言をし始めた。

それと同時期,中国の大都市部はすでに感染大流行の様相を呈しており, 12月末に重慶市に行った際,タクシー運転手は「80歳を超える老人はすで に、ほとんど亡くなった。病院から患者があふれ出し、火葬場は焼けども、 焼き終わらない」というほどであった。その後、そうした大都市の感染大流行は村にまで広がり、1月には筆者が調査している村でも、80歳以上の老人の多くが亡くなり、ここでも、火葬場は順番待ちで溢れかえっていたという。

しかしながら、2023年2月末の新学期になると、コロナ感染は一巡し、みな、「(明るく) 陽性になった?」というほどであり、多くの教員が12月から2月末の間に陽性になった経験を持っていた。その一方で、中国では2023年3月ごろからコロナ前に戻す動きが急速に進行し、それまでの多くのコロナ関連の規定がものの2-3か月でなくなっていくという具合であった。これまでの規定は一体、何だったのかと思うほどであった。

ただし出入国政策に関しては、やや慎重な対応を採っており、2023年3月までは中国で開催される国際学術会議の許可は実質、難しいようであった。また、2023年10月31日までは出入国のたびにネット上で健康報告が必要であった。そして、2023年11月1日には出入国時の健康報告も廃止され、入国審査前の発熱チェックのみとなり、ほぼ正常に戻った。

#### 5. おわりに

本稿では、コロナウイルスの発生にともなって、中国で 2020 年 1 月から 2022 年 12 月まで実施されたコロナウイルスに関する政策および、筆者周辺 で発生したことを振り返った。初動期は各地でコロナ政策に違いがあった時期であったが、コロナウイルスの封じ込めにはほぼ成功した。

健康コードを利用した移動管理にシフトしたゼロコロナ政策以降, コロナウイルスの封じ込めと経済活動をある程度, 両立させることができた。ゼロコロナ政策前期では, これらの対策は公衆衛生の面の成功だけではなく, 「混乱する」欧米との対比も手伝ってか, 中国国民からの支持も非常に高かった。

大きな転機は2021年の冬以降、徐々に感染者が増え、封鎖地区が増え、

PCR検査を多用し始めた時期からであった。封鎖される地区が増えただけではなく、その解除にも時間がかかるようになった。これらの対応は市民の不満を高め、それらを映した動画がネット上にアップされる動きは加速していった。

それに追い打ちをかけたのは、感染への警戒を恐れた病院や公衆衛生当局による不作為や緊急事態への怠慢であった。それが悲劇を生み、地方政府の担当者は処分された。だが、こうした状況は何も特異なことではなく、こうした事態は2022年はじめごろから頻発していた。急病であってもPCR検査の結果が出るまで診察を受けられなかったり、買い物中に濃厚接触者が出たことでショッピングセンターでの隔離に巻き込まれたりと、大事には至らない(かった)が、誰もが思い当たることであった。そうした事件は決して「他人事ではない」感は非常に強くなり、それらの現場で撮られた動画は多くの市民の共感を生んだ。

2022年11月のウルムチ市のマンション火災による隔離バリケードによる 逃げ遅れで死者が出たことが多くの市民の同情と「他人事ではない」という 感情に火をつけ、ゼロコロナ政策に対する風当たりは強まり、中国政府はゼ ロコロナ政策の廃止を決定した。だが、この事件がなかったとしても、早 晩、ゼロコロナ政策は何らのきっかけで廃止を迎えていたに違いない。それ ほど、当時の中国でゼロコロナ政策への風当たりは厳しいものであった。

ゼロコロナ政策の廃止後に発生した中国国内の医療機関や火葬場の混乱は、その廃止後の出口戦略がほとんど準備されていなかったことを如実に表していた。しかし、そうした混乱にともなう不満は長く続かず、ほとんどの市民はゼロコロナ政策の廃止によって、手にした自由の方がより重要だったのだ。

最後に、筆者が中国で体験したゼロコロナ政策下におけるさまざまな経験 は貴重なものであった。歴史に「もし」はないが、ゼロコロナ政策の廃止と いう「引き際」をあと半年から9か月ほど早めていたら、この政策全体の評 価はもっと良いものに変わっていたに違いない。

# 参考文献

- 雨森直也(2021)「新型コロナウイルス流行時におけるペー族住民の危機意識の醸成 と後退の要因 ―中国雲南省大理ペー族自治州鶴慶県を例とした文化人類学的検討 ―|『日本福祉大学子ども発達学論集』13.49-57。
- 瀬戸亮平・佐野雅己・藤田康介 (2022)「中国の新型コロナウイルス感染症対策―日常を守る動的ゼロコロナ戦略の考え方」『科学』92-1, 23-27。
- 日暮恭明(2024)「ゼロコロナ政策下における広州日本人学校の運営」『在外教育施設における指導実践記録』46,37-40。
- 任紅禧(2022)「拒絕"躺平"堅持"動態清零"不松劲」『奮闘』2022-9, 47。

#### <資 料>

# 竹内真澄 業績リスト

# ——1980 年~2024 年 11 月——

#### 単著

- 1. 『福祉国家と社会権 デンマークの経験から』晃洋書房、2004年
- 2. 『物語としての社会科学 世界的横断と歴史的縦断』桜井書房,2011 年
- 3. 『論吉の愉快と漱石の憂鬱』 花伝社. 2013 年
- 4. 『社会学の起源 創始者の対話』本の泉社, 2015年
- 5. 『近代社会と個人―<私人>を超えて』 御茶の水書房。2022年
- 6. 『坊っちゃんの世界史像』本の泉社、2024年
- 7. 『思想から見た西と東 西洋思想史のアジア論的転回』本の泉社, 2024年
- 8. 『思想から見た社会学の歩み 20 世紀社会学小史』(仮題) 2025 年出版予定

#### 編著

- 1. 『水田洋 社会思想史と社会科学のあいだ 近代個人主義を未来へ貫 く』 晃洋書房、2015 年
- 2. 『石田雄に聞く 日本の社会科学と言葉』本の泉社, 2015年
- 3. 『京都自由大学のひとびと』京都社会文化センター出版局、2012年

#### 共著

- 1. 真田 是編『大企業社会と人間』法律文化社,1988年 第2章Ⅱ「『産業化』と労働者の社会的性格」
- 2. 飯田哲也, 浜岡政好編『人間性の危機と再生 現代日本の社会問題』 法律文化社, 1988 年

- 第4章「現代の不安と救い」
- 3. 篠原三郎編著『地球社会の経営学』ミネルヴァ書房, 1991 年 第6章「地球にやさしい生産力」
- 4. 小林一穂他との共著『人間再生の社会理論』創風社,1996年第5章「公共性とコミュニケーション― 「・ハーバーマス」
- 5. 「現代社会のデストピアとユートピア 見田宗介『現代社会の理論― 情報化/消費社会の現在と未来―』を読む」唯物論研究年誌第4号 『教育・共同・平等』青木書店, 1998年, 341-367頁
- 6. 篠原三郎,中村共一編『市場社会の未来』ミネルヴァ書房,1999年第10章「物象化とシティズンシップ」194-210頁
- 7. 中村共一, 篠原三郎編『市民にとっての管理論:公共性の再構築』八千代出版, 2005年
  - 第10章「民衆空間収奪史」
- 8. 「日本近代の自己認識―論吉の愉快と漱石の憂鬱―」唯物論研究会編 『転換する支配構造―安倍政権的なもの』唯物論研究年誌第19号, 2014年
- 9. 第8章補論「『障がい者』の歴史的起源」重本直利編著『ディーセント・マネジメント研究:労働統合・共生経営の方法』晃洋書房,2015年
- 10. 第 21 章「国家for/against会社」重本直利編著『ディーセント・マネジメント研究: 労働統合・共生経営の方法』晃洋書房, 2015 年
- 11. 「共生労働の方法―労働処分権をめぐる係争」竹内貞雄, 重本直利編 著『共生の現代的探求 生あるものは共にある』晃洋書房. 2015 年
- 12. 「個体的所有 その後」唯物論研究協会編『エコロジーからの抵抗: 支配と抑圧を乗り越える』唯物論研究年誌第28号、2023年

#### 翻訳書

1. M. ジェイ編著、竹内真澄監訳『ハーバーマスとアメリカ・フランク

- フルト学派 | 青木書店, 1997年
- 2. マーティン・ジェイ「序論 アメリカ批判理論の現在」永井務監訳 『アメリカ批判理論の現在』こうち書房. 2000 年
- 3. H・ジン著、竹内真澄訳『ソーホーのマルクス』こぶし書房、2002年
- 4. A・ホネット著, 竹内真澄他訳『正義の他者』法政大学出版局, 2005 年

## 論文

- 1. 「マルクス社会理論の出発点―『ヘーゲル国法論批判』における市民 社会と国家―|『社会学評論』第31巻第2号, 1980年
- 2. 「ウェーバー理解社会学における正当性の信仰―『市民的資本主義』 と『高度資本主義』の対比的検討をつうじて―」『立命館産業社会論 集』第29号, 1981年, 23-42頁
- 3. 「私生活主義論の再検討」『機関誌さんしゃ』第16号,1983年3月
- 4. 「現代社会における労働と教育―その内的矛盾の顕在化をめぐって―」 『立命館産業 社会論集』第39号、1984年、75-100頁
- 5. 「ドイツ社会理論史への基礎視角―均衡法則論から歴史法則論へ―」 『立命館産業社 会論集』第20巻第2号, 1984年, 83-104頁
- 6. 「社会的合理化の弁証法―『対話的行為の理論』におけるハバーマスのヴェーバー論をめぐって―」『立命館産業社会論集』第21巻第2号、1985年、87-112頁
- 7.「コンピュータ系専門学校の位置と動向」立命館大学人文科学研究所 紀要第42号『コンピュータ系専門学校に関する実証的研究』1987年
- 8.「コミュニケーション論への視角―システムに対する生活世界の抵抗 ―」『情報問題 研究年報』第1号(情報問題研究会)1988年,14-18頁
- 9. 「<社会と国家>から<システムと生活世界>へ―60年代のハーバーマスの理論展開―|『桃山学院大学社会学論集』第22巻第2号. 1989

年

- 10. 「情報化社会とコミュニケーションの危機―生産力構造の転換の視点 から―|『情報問題研究年報』第2号(情報問題研究会)1989年
- 11. 「桃山人権教育は『非差別』を排除するか―部落解放のイメージを問う―」『桃山学院大学 人権問題研究・資料室報』No. 16, 1991 年
- 12. 「<コミュニケーション的生産力>の概念をめぐって」『情報問題研究 年報』第4号(情報問題研究会)1991年
- 13. 「三人称としての社会科学―<コミュニケーション的生産力>に立脚 した新しい言語の形成へ向けて―」季刊『窓』第11号,窓社,1992 年4月,198-219頁
- 14. 「社会科学の規範的基礎をめぐって―吉野源三郎『君たちはどう生きるか』を読む―」桃山学院大学『社会学論集』第26巻第1号,1992年7月
- 15. 「<生産力構造>とは何か」『情報問題研究』第5号, 1992年12月
- 16. 「要求と欲望―現代資本主義の「内面」的自我―」『情報問題研究』第 6号, 1993年12月
- 17. 「フランクフルト学派と新従属理論(1)」 『桃山学院大学社会学論集』 第 27 巻第 2 号, 1994 年 3 月
- 18. 「批判の現代的構成」季刊『思想と現代』第 37 号, 白石書店, 1994 年 4 月, 99-106 頁
- 19. 「グローバルな生活世界へ―スンバ島から見た現代―」季刊 『思想と 現代』 第 38 号, 白石書店, 1994 年 10 月, 128-134 頁
- 20. 「名詞の独裁—行為の潜勢力へ」季刊『思想と現代』第39号, 柏書 房. 1995年2月. 117-123頁
- 21. 「<歪められたコミュニケーション>と自己形成―1968 年以降のJ. ハーバーマスの批判的社会理論―」桃山学院大学社会学論集,第 28 券第 2 号. 1995 年 35-74 頁
- 22. 「プライバシーとインチマシー」、季刊 『思想と現代』 40 号、柏書店、

- 1995年9月. 172-178頁
- 23. 「権力化した公共性」季刊『場トポス』第7号, こうち書房, 1995, 12月, 103-110頁
- 24. 「世代貫通的競争」『情報問題研究』第8号, 1996年4月, 48-54頁
- 25. 「円的世界像の脱中心化」『情報問題研究』第9号, 1997年4月, 48-62頁
- 26. 「フランクフルト学派と物象化論の系譜」『季報唯物論研究』18巻62号, 『唯物論研究』刊行会, 1997年, 95-108頁
- 27. 「演劇的想像力と社会科学的想像力」『経済科学通信』 第85号,基礎 経済科学通信,1997年10月,93-98頁
- 28. 「『夕鶴』の射程 木下順二への社会科学の応答」 『社会文化研究』 創刊号. 社会文化研究会. 1997 年 12 月. 1-15 頁
- 29. 「物象化と社会権」『情報問題研究』第10号、1998年5月、31-38頁
- 30. 「批判理論におけるシティズンシップとエトノス: 訳者解説にかえて」 『桃山学院大学社会学論集』第32巻第1号,1998年10月,92-107 百
- 31. 「現代におけるデストピアとユートピア―見田宗介『現代社会の理論―情報化・消費化の現在と未来』を読む」唯物論研究年誌,3号,1998年9月
- 32. 「韓国における批判理論の動向」『桃山学院大学総合研究所紀要』第 25 巻第 1 号, 1999 年 9 月, 115-127 頁
- 33. 「市民社会論とロシア研究」『桃山学院大学社会学論集』 第 33 巻第 2 号, 2000 年 3 月, 53-84 頁
- 34. 「コミュニケーション的行為と脱商品化」『桃山学院大学社会学論集』 第 34 巻第 1 号, 2001 年, 1-58 頁
- 35. 「ニューヨーク・タイムズは<沖縄>をどう報道したか? (1)」 『桃山 学院大学総合研究所紀要』第26巻第3号,2001年3月,141-151頁
- 36. 「ニューヨーク・タイムズは<沖縄>をどう報道したか? (2)」 『桃山

- 学院大学総合研究所紀要 | 第 26 巻第 3 号 2001 年 7 月 159-167 頁
- 37. 「ソーホーのマルクス 訳者あとがき」『ソーホーのマルクス』 こぶし 書房. 2002 年
- 38. 「デンマーク福祉国家とSF(1)」 『桃山学院大学社会学論集』 第36巻 第1号, 2002年9月, 51-77頁
- 39. 「アメリカ史像の転換と日本版『啓蒙の弁証法』―ハワード・ジンによせて―」『桃山学院大学総合研究所紀要』第28巻第2号,2002年12月,169-186頁
- 40. 「デンマーク福祉国家とSF(2)」 『桃山学院大学社会学論集』 第36巻 第2号,2003年2月,1-40頁
- 41. 「パーソンズの家族論とアメリカ資本主義」 『桃山学院大学総合研究所 紀要』 第28巻第3号,2003年3月,223-245頁
- 42. 「ハイチ・リベリア・日本」『共同探求通信』第 21 号, 2003 年 4 月, 64-77 頁
- 43. 「<子供と家族>を支援するデンマークの社会政策」『桃山学院大学社会学論集』第37巻第1号,2003年9月,35-84頁
- 44. 「提起 戦後民主主義から社会文化まで」社会文化学会編『社会文化研究』第6号、2003年8月、107-120頁
- 45. 「アメリカ個人主義とシティズンシップの分裂」東京唯物論協会編 『唯物論』77 号、2003 年 12 月
- 46. 「内村鑑三と矢内原忠雄」『桃山学院大学社会学論集』 第 37 巻第 2 号, 2004 年 2 月, 103-120 頁
- 47. 「カント『永遠平和のために』と市民社会論―規範的潜在力の持続と 理論的説明力の低下―」『情報問題研究』第16号, 晃洋書房, 2004 年6月, 75-95頁
- 48. 「戦後責任と東アジア共同体」社会文化学会編『社会文化研究』第7号,2004年8月
- 49. 「カント市民社会論の私法論的構成――倫理学と所有論のジレンマー

- 一」『桃山学院大学社会学論集』第38巻第2号,2005年
- 50. 「カント市民社会論の私法的構成――倫理学と所有論のジレンマ」 『桃山学院大学社会学論集』第39巻第1号, p.1-p.36.2005年
- 51. 「所有的個人主義からどこへ行くのか individual property再建への 曲がりくねった道」『唯物論研究 電子版』 Vol. 0. 2005 年
- 52. 海外福祉情報「カナダとノルウェーの福祉国家から見えてきたこと」 『総合福祉研究』28 号、2006 年
- 53. 「真田是先生の研究業績に学ぶ」 『経済』 128 号, 2006 年
- 54. 「Free Market and Social Rights: The Clash of Constitutionalism of U.S.A. and Japan」 『桃山学院大学社会学論集』第39巻第2号, 2006年
- 55. 「徐勝さんの情熱についていけるだろうか」徐勝先生退職記念事業実 行委員会(日本・韓国)編『東アジアのウフカジ(大風)』かもがわ 出版,2011年
- 56. 「機能主義の歴史的起源 A・コントの知の三段階の法則,産業社会,企業者/作業者」『桃山学院大学社会学論集』第46巻第2号,p.47-p.74,2012年
- 57. 「丸山眞男の社会科学 | 『季論 21』 第 26 号. 本の泉社. 2014 年
- 58. 「『経済成長』の歴史的起源」『桃山学院大学社会学論集』 第 49 巻第 2 号, p. 87-p. 117, 2016 年
- 59. 「存在・視座・カテゴリーの関係―論吉・漱石・社会学者を素材に―」 『唯物論と現代』第 56 号、2018 年
- 60. 「新自由主義の国家」『市民の科学』第11号, 晃洋書房, 2021年
- 61. 「<私人>の発見: 『リヴァイアサン』の新しい読み方」『桃山学院大学社会学論集』第54巻第2号, p.1-p.29,2021年
- 62. 「J・ロックにおける<私人>概念―労働による領有と関わらせて」 『桃山学院大学総合研究所紀要』第46巻第3号, p. 99-p. 115, 2021 年

- 63. 「ルソーの反 < 私人 > 的社会契約論」 『桃山学院大学総合研究所紀要』 第 47 巻第 1 号, p. 139-p. 161. 2021 年
- 64. 「スミスにおける < 私人 > 概念の完成」 『桃山学院大学経済経営論集』 第 63 巻第 1 号, p. 125-p. 151, 2021 年
- 65. 「ヘーゲルにおける < 私人 > 論の転換: 『精神現象学』における個体 Individuum と 個別者 Einzelne 』 『桃山学院大学社会学論集』 第55巻第1号, p. 23-p. 64, 2021年
- 66. 「マルクスにおける<私人>の終焉」―個体 Individuumと 個別者 Einzelneの区別の視点から」『桃山学院大学総合研究所紀要』第47巻 第2号、2021年
- 67. 「連載 現代のイデオロギー①西尾勝と新藤宗幸の位置」『市民科学通信』第11号
- 68. 「ハイエクにおける<私人>の復権(1)~(4)」『市民科学通信』第 15号-第18号, 2021年
- 69. 「連載 現代のイデオロギー②竹中平蔵と櫻井よしこの位置」『市民科 学通信』12号、2021年5月
- 70. 「インカ帝国滅亡と戦国時代の同時代性」『市民科学通信』第13号, 2021年6月
- 71. 「現代のイデオロギー③佐伯啓思の位置」『市民科学通信』第 13 号, 2021 年 6 月
- 72. 「現代のイデオロギー④布置状況を見る」『市民科学通信』第 14 号, 2021 年 7 月
- 73. 「大城立裕『カクテル・パーティー』二人称「おまえ」『市民科学通信』第15号, 2021年8月
- 74. 「都市は笑う」『市民科学通信』第17号, 2021年10月
- 75. 「小説の未来」『市民科学通信』第 17 号, 2021 年 10 月
- 76. 「A級帝国主義によるB級帝国主義の排除と包摂」『市民科学通信』第 18号、2021年11月

- 77. 「ジョン・ロールズへの疑問符」『市民科学通信』 第 18 号, 2021 年 11 月
- 78. 「漱石における賃労働の問題」『市民科学通信』第19号, 2021年12月
- 79. 「内在的共同性と外在的共同性」『市民科学通信』第 19 号, 2021 年 12 月
- 80. 「『我が闘争』の世界像」『市民科学通信』第20号、2022年1月
- 81. 「ファシズムと生産過程」『市民科学通信』第20号, 2022年
- 82. 「モア・エラスムス・ルターの選んだ道」『市民科学通信』 第 21 号, 2022 年 2 月
- 83. 「西尾勝と橋下徹―現代のイデオロギー⑤」『市民科学通信』第 21 号, 2022 年 2 月
- 84. 「現代の個人」『桃山学院大学社会学論集』第55巻第2号, p.1p.38, 2022年
- 85. 「加害者の徹底的自己批判と被害者の透徹した抵抗は共闘できるか」 『市民科学通信』第22号、2022年3月
- 86. 「グレート・ジャーニーと世界政府」『市民科学通信』第22号, 2022 年3月
- 87. 「新自由主義を包摂する社会文化論:ハイエク『自由の条件』を素材に」『桃山学院大学社会学論集』第56巻第1号, p.1-p.38, 2022年
- 88. 「マスコミの言語革命を望む」『市民科学通信』第23号, 2022年4月
- 89. 「マルクスとウェイクフィールド」『市民科学通信』 第 24 号, 2022 年 5 月
- 90. 「私人・自然人・法人」『市民科学通信』第24号、2022年5月
- 91. 「個体性とは何か (1) —主我と客我の循環をわがものとすること」 『市民科学诵信』第 25 号、2022 年 6 月
- 92. 「近代世界システムと国民主権―不破哲三『人民的議会主義』を素材に一」『市民科学通信』第26号,2022年7月

- 93. 「個体性とは何か (2) —主我と客我の循環をわがものとすること」 『市民科学通信』第 26 号. 2022 年 7 月
- 94. 「海保青陵の身分制論」『市民科学通信』第27号、2022年8月
- 95. 「現代のイデオロギー⑥松下圭一の市民自治論の陥穽」『市民科学通信』第27号, 2022年8月
- 96. 「高校野球を見ながら」『市民科学通信』第27号. 2022年8月
- 97. 「駆けっこ型競争と相撲型競争」『市民科学通信』第28号,2022年9月
- 98. 「近代世界システムと国民主権 再論」『市民科学通信』第29号, 2022年10月
- 99. 「レーニンがいう二つの規律」『市民科学通信』第 29 号, 2022 年 10 月
- 100. 「個体的なものと私的なもの」『市民科学通信』第30号, 2022年11 月
- 101. 「階級構成と個別者Einzelne」『市民科学通信』第30号, 2022年11 月
- 102. 「理解社会学と世界システム論―ウェーバー『儒教と道教』1915-1919 を読む― | 『市民科学通信』第31号、2022年12月
- 103. 「『見えざる手』から『見える手』へ」『市民科学通信』第32号, 2023 年1月
- 104. 「二つの私性」『市民科学通信』第33号, 2023年2月
- 105. 「アジア論的転回」『市民科学通信』第33号, 2023年2月
- 106. 「竹内好と丸山眞男の『醒めた現実主義』」『市民科学通信』第 34 号, 2023 年 3 月
- 107. 「一人称主人公視点の展開 | 『市民科学通信』第35号, 2023年4月
- 108. 「性善説と性悪説―私人概念との関係で―」『市民科学通信』 第36号, 2023年5月
- 109. 「社会主義の世の中ではたれが肥えくみをするか」『市民科学通信』第

- 36号, 2023年5月
- 110. 「寺島実郎の議員削減論に異議あり」『市民科学通信』第 37 号, 2023 年 6 月
- 111. 「アジア比較近代化論序説―覚え書き―」『市民科学通信』第 38 号, 2023 年 7 月
- 112. 「色と銭に届く平和主義」『市民科学通信』第38号,2023年7月
- 113. 「『あることと』と『あるべきこと』について」『市民科学通信』第39 号, 2023年8月
- 114. 「小田実論―考えたこと、呼びかけたこと」『市民科学通信』 第39号, 2023年8月
- 115. 「『坊っちゃん』の世界史像と一人称」『市民科学通信』第39号, 2023 年8月
- 116. 「自己本位と則天去私」『市民科学通信』第40号, 2023年9月
- 117. 「僕の思想史の方法」『市民科学通信』第40号, 2023年9月
- 118. 「公私二元論と労資二元論」『市民科学通信』第40号, 2023年9月
- 119. 「君は君のままで」『市民科学通信』第 41 号, 2023 年 10 月
- 120. 「おじさんの歌」『市民科学通信』第 41 号, 2023 年 10 月
- 121. 「無条件降伏の思想化」『市民科学通信』第43号. 2023年12月
- 122. 「羽仁五郎はなぜ無所属だったか」『市民科学通信』第 43 号, 2023 年 12 月
- 123. 「私人・兵営的規律・代議制」『市民科学通信』第44号, 2024年1月
- 124. 「余斌さんへの手紙」『市民科学通信』第44号, 2023年1月
- 125. 「東西史のあいだで (1) 王陽明とルター」『市民科学通信』第 45 号, 2024 年 2 月
- 126. 「東西史のあいだで (2) 李卓吾とホッブズの労働論の比較」『市民科 学通信』第45号、2024年2月
- 127. 「社会主義とは、がんらい分権的な体制である」『市民科学通信』第 45号、2024年2月

- 128. 「ホッブズとフルトヴェングラー」『市民科学通信』第 46 号, 2024 年 3 月
- 129. 「個体の代表不可能 | 『市民科学通信』 第46号. 2024年3月
- 130. 「『個体的所有 その後』のその後」『市民科学通信』第47号, 2024 年4月
- 131. 「人称と個体/個別者 | 『市民科学通信』 第 47 号. 2024 年 4 月
- 132.「自由民権運動と戦後民主主義」『市民科学通信』第47号
- 133. 「日高六郎氏を訪ねた日」『市民科学通信』第47号, 2024年4月
- 134.「重本論文への応答(1) ―個体的所有は協同組合だけではない」『市 民科学通信』第48号、2024年5月
- 135.「重本論文への応答(2)―個体的所有は協同組合だけではない―」 『市民科学通信』第49号、2024年6月
- 136. 「場所とメカニズム―個体的所有が生きる場―」『市民科学通信』第 49号, 2024年6月
- 137. 「所有問題なき交換様式論」『市民科学通信』第49号, 2024年6月
- 138. 「松本清張と丸山眞男」『市民科学通信』第50号, 2024年7月
- 139. 「ニュートンとスタンダール」『市民科学通信』第 50 号, 2024 年 7 月
- 140. 「普遍『不到』」『市民科学通信』 第50号. 2024年7月
- 141. 「牛馬虫けら的人間」 『市民科学通信』 第51号, 2024年8月
- 142. 「松本清張のユーモア」『市民科学通信』第51号, 2024年8月
- 143. 「自由落下 | 『市民科学通信』 第 52 号. 2024 年 9 月
- 144. 「漱石と大逆事件」『市民科学通信』 2024 年 10 月
- 145. 「国連とU.S.A. | 『市民科学通信』 2024 年 10 月
- 146. 「体験的·高校教科書論」『桃山学院大学社会学論集』第58巻第2号, 2025年2月

### エッセイ

1.「自由大学がめざす知の改革方向 試論」『一望荒野』第4号, 2009

年11月20日

- 2. 「かたつむりレース」『市民科学通信』第48号, 2024年5月
- 3. 「むっつり助平」『市民科学通信』第54号. 2024年11月

### 翻訳論文

- 1. J・ハーバーマス「国民統一と人民主権」『桃山学院大学社会学論集』 第31巻第1号, 1998年10月, 75-91頁
- 2. 韓相震「1980年における光州抗争と承認をめぐる闘争:人権のコミュニタリアニズム的概念に向けて」『桃山学院大学社会学論集』第34巻第2号,2000年12月,47-71頁
- 3. ニールス・フィン・クリスチャンセン「デンマーク社会民主主義の論理」『桃山学院大学社会学論集』第35巻第1号,2001年7月,65-86頁
- 4. A・フィーンバーグ (小林清治, 重本直利と共訳)「テクノロジーは 価値と合体できるか?―時代の問題に対するマルクーゼの回答」情報 問題研究会編『IT化社会の倫理問題』晃洋書房, 2003 年, 97-142 頁
- 5. アーヴィング・クリストル「文化革命と未来の資本主義」『市民科学 通信』第42号. 2023年11月

### アンケート・広告・追悼文など

- アンケート未完の論争「大衆社会論争」季刊『窓』第1号,窓社, 1989年
- 2. 「大きな物語」と「小さな物語」シンポジウム,司会,ナレーションを担当

『場トポス』第2号, (こうち書房) 1994年3月

- 3. 「『アメリカ批判理論の現在』刊行に向けて」『場トポス』 第3号, (こうち書房) 1994年7月
- 4. 「トポジウム 職場史の方法」『場トポス』第5号, (こうち書房)

- 1995年3月
- 5. 「トポジウム 職場史の方法」『場トポス』第6号, (こうち書房) 1995年7月, 91-98頁
- 6. 「『アメリカ批判理論の現在』刊行にむけて」季刊『場トポス』第3 号. こうち書房. 1994年7月. 88-89頁
- 7. 「社会文化研究会の誕生」『共同研究通信』第11号/共同研究通信編集 委員会、1997年、35-37頁
- 8. 「翰林大学日本学校研究所主催,韓国国際交流財団後援 1998 年国際シンポジウム「東アジアにおける市場経済と伝統―新しい世紀にむけて ―」『社会文化通信』第2号、社会文化研究会事務局、1998 年 5 月
- 9.「学校と母親, そして遅々親」『えいぷりる 10』No. 13, 八尾市人権啓発課女性施策係発行. 1998 年 12 月. 7 頁
- 10. 「楽しみながらの男の子育て (1)「『絵本を読む』から『絵本を作る』 へ」『ふれあいだより』 Vol. 5, (財) 大阪府住宅管理センター, 1999 年 6 月. 14-15 頁
- 11. 「楽しみながらの男の子育て (2) 「<育児なし>をやめる権利」『ふれ あいだより』 Vol. 6, (財) 大阪府住宅管理センター, 1999年6月, 14-15頁
- 12. 「楽しみながらの男の子育て(3)「育児は育自」『ふれあいだより』 Vol. 7, (財) 大阪府住宅管理センター, 1999年9月, 14-15頁
- 13. 「楽しみながらの男の子育て(4)「我, PTAにモノ申す」『ふれあいだより』 Vol. 8, (財) 大阪府住宅管理センター, 1999年12月, 14-15頁
- 14. 「デンマークにおける福祉政策とジェンダー」 『社会文化通信』 第 16 号, 2002 年 9 月
- 15. 「ハワード・ジンが提起していること」朗読劇「ソーホーのマルクス」, 2002年9月, 於新宿区下落合アイピット目白
- 16. 「カナリア」『市民科学通信』 2023 年 11 月

17. 「追悼 山田太一さん」 『市民科学通信』 2023 年 12 月

### 京都自由大学講義

- 1. 「アメリカはなぜ社会権規約を批准しないか」2005年3月18日
- 2. 「北欧の豊かさについて」2008年1月26日
- 3. 「小田実の考えたこと、呼びかけたこと | 2009 年 1 月 31 日
- 4. 「漱石の可能性」2010年4月30日
- 5. 「内田義彦生誕 100 年記念講座『社会認識の歩み』を考える 6回シリーズ」講師を担当。2013 年春
- 6. 「漱石の思想的発展過程」2013年12月20日
- 7. 「丸山眞男生誕 100 年記念講座『日本の思想』を考える講座 6回シ リーズ | 講師を担当。2014 年 5 月 13 日~7 月 22 日
- 8. 「マンガのなかのサラリーマン」 2016 年 12 月 9 日
- 9. 「西洋近代社会思想 500 年史」 2023 年 10 月 14 日 第 7 回京都ZOOM 自由大学

### 書評

- 1. 「佐藤慶幸著 生活世界と対話の論理」『社会学評論』第43巻3号, 1992年
- 2. 「何故, いかにしてコミュニケーションは思想となるか?」『唯物論と 現代』第16号. 文理閣. 1995年10月. 110-118頁
- 3. 「石井伸男 『マルクスにおけるへーゲル問題』」 『高崎経済大学論集』 第45巻第1号, 2002年6月, 109-117頁
- 4.「芦田文夫『「資本」に対抗する民主主義』(本の泉社,2021)に学ぶ」 『市民科学通信』第20号,2022年1月
- 5. 「大畑洋一『20世紀の歴史』を考える」『市民科学通信』第 21 号, 2022 年 2 月
- 6. 「羽田正『新しい世界史へ 地球市民のための構想』(岩波新書, 2021

- 年)を読む | 『市民科学通信』第23号、2022年4月
- 7. 「D・カーネギー『人を動かす』の清々しさと気味悪さ」『市民科学通 信』第23号, 2022年4月
- 8. 「大塚久雄 『社会科学の方法―ヴェーバーとマルクス―』 (岩波新書, 1966) を考える」 『市民科学通信』 第28号, 2022年9月
- 9. 「福祉国家論研究会編中西新太郎,谷口聡,世取山洋介著『教育DXは何をもたらすか―「個別最適化」社会のゆくえ』(大月書店,2023)を考える」『市民科学通信』第37号,2023年6月
- 10. 金東椿著, 水野邦彦訳『近代のかげ 現代韓国社会論』青木書店, 2005年)『市民科学通信』第43号, 2023年12月

### 新聞コラム

- 1. 「明かり求めて 不安の時代を乗り越える 28 米国にない社会的市民 権」『信濃毎日新聞』 2002 年 11 月 2 日付
- 2. 「今なぜマルクスか 米の膨張主義内側から批判」『京都新聞』2003 年2月28日付
- 3. 「フォーラム京 庶民による歴史語りの場」『京都新聞』2016 年 4 月 1 日付

### 学会報告

- 1. 「マルクスにおける市民社会と国家」関西社会学会大会,富山大学, 1979年
- 2. 「ウェーバー理解社会学における『正当性の信仰』」日本社会学会, 1981年
- 3.「コンピュータ系専門学校の経過と現状」関西社会学会, 奈良女子大, 1984年
- 4.「フランクフルト学派・世界システム論・リビジョニズム」唯物論研究協会、東京商科短大、1994年

- 5. 「フランクフルト学派の 20 世紀 回顧と展望」唯物論研究協会, 千葉 短大, 2000 年
- 6. 「現代における人文社会科学の危機」唯物論研究協会第 26 回研究大会、2003 年 10 月 26 日、於熊本県立大学
- 7. 「戦後責任と東アジア共同体」社会文化学会第6回全国大会,2003年 11月. 於近畿大学文芸学部
- 8. "The Clash of Constitutionalisms" 国際社会学会(IIS) 第 37 回世界 大会「グローバル化する世界における比較近代化研究 第 2 分科会」, 於ストックホルム,2005 年 7 月 5 日~9 日開催(論文 53 を参照のこと)
- 9. 「ヘーゲルにおける個体Individuumと個別者Einzelne」社会思想史学 会第 46 回大会、2021 年(オンライン開催)
- 10.「マルクスにおける個体Individuumと個別者Einzelne—社会思想史的な系譜」唯物論研究協会第44回研究大会,2021年11月(オンライン)
- 11. 「『自由の条件』1960 の社会文化論的含蓄—ハイエクに抗して」社会 文化学会第 24 回全国大会、2021 年 12 月

# シンポジウムないし聞き取り調査

- 1. 聞き取り「真田是 私の社会学・社会福祉研究のあゆみ (第1回) 戦争中の思い出」『福祉のひろば』第70号, 2006年1月
- 2. シンポジウム オープンカフェ・京都自由大学と社会的現実『大学創造』17号, 2006年1月
- 3. 勤労・実践を捉えかえす学び(16)京都自由大学・基礎研自由大学院 座談会:「自由な学び」の原点を求めて」『経済科学通信』121号, 2009年12月

### 海外での講演・発表

- 1. 「新自由主義を包囲するシティズンシップ」韓国嶺南大学校統一問題 研究所 第47回例会、於嶺南大学校、1999年10月
- 2. 「明日の学術交流の発展のために」韓国批判社会学会,1999年10月, 於国民大学校
- 3. 「戦後日本の公共性から東アジアの公共性へ」韓国光州市参与連帯主 催, 於全南大学校, 2001年5月

### 日本での講演

- 1. 「トーク&トーク 明日をすてきに生きる」岸和田市自治推進部女性 企画室, みんなが担う地域づくり実行委員会主催, 文部省委嘱女性の 社会参加支援特別事業, 1996年10月, 於春木市民センター
- 2. 「オヤジの子育て大冒険・・・育児休業前後・・・」岡山県津山市企 画調整部女性室主催, 1996 年 11 月
- 3.「いつ変わる『女は家庭』『男は仕事』」泉佐野市人権啓発課女性政策 係主催、96・ふぁいん21 セミナー、1996 年 11 月
- 4. 「男の子育てを楽しむ」忠岡町教育委員会主催女性問題講座Ⅲ, 1997 年7月
- 5. 「育休で考えたこと―育児休業前後―」和泉市職員研修会, 1997年8 月
- 6.「デンマークの家族・教育・福祉―21世紀をめざし知っておきたい北 欧の話①」和泉市100人委員会,和泉市女性政策課主催,1998年9 月. 於コミュニティセンター大集会室
- 7. 「デンマークの家族・教育・福祉―21 世紀をめざし知っておきたい北 欧の話②」和泉市100人委員会,和泉市女性政策課主催,1998年9 月. 於コミュニティセンター大集会室
- 8.「父親から見た学校」和泉市立信太小学校教職員研修会、1999年1月
- 9. 「行政課題としての女性政策 育児休業から福祉国家へ」大東市人権

啓発部女性政策課女性問題研修, 2000年1月, 於大東市市民会館

# 所属学会(2024年10月時点)

社会思想史学会, 社会文化学会, 唯物論研究協会, 国際社会学会

以上

# 桃山学院大学社会学会会則

- 第1条(名称) 本会は桃山学院大学社会学会(St. Andrew's University Sociology and Social Welfare Association)と称する。
- 第2条(目的) 本学会は、社会学、社会福祉学を中心として社会科学関連 分野に関する研究をおこない、あわせて会員相互の学術研究を促進することを目的とする。
- 第3条(事務所) 本学会の事務所は桃山学院大学内におく。
- 第4条(事業) 本学会は第2条の目的を達成するために次の事業をおこなう。
  - (1) 研究会の開催
  - (2) 機関誌の編集・刊行
  - (3) 講演会その他集会の開催
  - (4) その他本学会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条(会員) 本学会の会員は、桃山学院大学の専任教員で、本学会の目的に替同する者を正会員とする。
- 2 本学会の会員であって定年退職した者およびこれに準ずる者は、本学会 の名誉会員となることができる。
- 3 本学大学院社会学研究科の修了生および在学生で、本学会の目的に賛同 する者は 本学会の進会員になることができる。
- 4 正会員は、本学会の総会および第4条に定める各種事業に参画し、本学会の刊行物の配布をうける。
- 5 名誉会員および準会員は本学会の開催する研究会および講演会に参加し、 また本学会の機関誌などの刊行物の配布をうけることができる。
- 6 正・準会員は年額2,000円の会費を納入する。
- 7 本学会への入会あるいは本学会からの退会を希望する者は、その旨を会 長に届け出なければならない。

- 第6条 (機関誌) 本学会の機関誌の名称は『社会学論集』(St. Andrew's University Sociological Review) とする。
- 2 機関誌の編集は本学会の責任においておこない、桃山学院大学総合研究 所がこれを刊行するものとする。
- 3 機関誌の投稿規定は別に定める。
- 第7条(役員) 本学会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
- (2) 理事 4名(編集担当2名,研究会担当1名,庶務・会計担当1名)
- (3) 監事 1名
- 2 役員はすべて総会において正会員の互選によってこれを選出し、その任 期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 会長は本学会を代表し、会務を統括する。
- 4 理事は会長を補佐して会務を運営する。
- 5 監事は本学会の会計を監査する。
- 第8条(総会) 本学会は毎年度1回,総会を開催する。
- 2 会長は、必要があると認めたときは、臨時に総会を招集することができる。
- 第9条(会計および監査) 本学会の会計年度は、4月1日に始まり3月31 日に終わる。
- 第10条(会則の改定) 本学会会則の改定は、総会の議決を経なければならない。

附則 この会則は2002年1月25日より施行する。

# 桃山学院大学社会学会機関誌『社会学論集』投稿規程

- 1. 本誌は、定期刊行物であり、原則として年2回発行する。
- 2. 機関誌に投稿できる者は、原則として本学会正会員および名誉会員とする。 準会員は、指導教員もしくはこれに準ずる者の推薦と、編集委員会の承認 があれば、投稿することができる。これらの会員以外の投稿については、 編集委員会の審査を経て受理することがある。
- 3. 編集委員会は本学会会長および編集担当理事2名によって構成する。
- 4. 投稿は、「論文」、「研究ノート」、「資料」、「翻訳」、「書評」、「その他」とするが、編集委員会によってその類別を変更することがある。
- 5. 投稿の分量は、「論文」で28,000字(欧文の場合は14,000語)、それ以外は14,000字(欧文7,000語)を一応の限度とする。この限度を超えるものについては、編集委員会の判断により分載となることがある。
- 6. 投稿には英文タイトルを別記し、「論文」の場合には400語以内の英文抄録を添付する。また、「論文」、「研究ノート」には日本語および英語によるキーワードを5語以内で記すこととする。
- 7. 投稿は横書きとし、完全原稿を提出しなければならない。
- 8. 投稿者による校正は原則として再校までとし、定められた期日内に校正 刷りを返却しなければならない。
- 9. 本誌に掲載された論文等の著作権のうち「複製権」と「公衆送信権」の行使は、桃山学院大学総合研究所に委託する。
- 10. 本誌に掲載された論文等については、桃山学院大学学術機関リポジトリ に公開することを原則とする。

# 執 筆 者 紹 介

竹内真澄社会学部社会学史宮脇かおり社会学部コミュニケーション学

雨 森 直 也 中国·大理大学 社会学·文化人類学· 民族文化研究院 地 理 学

# 社会学会役員 (2024年度)

会 長 :小野達也

理事(編集) : 大 野 哲 也

理事(編集) : 杉 原 久仁子

理事(研究会) : 中 西 啓 喜

理事(庶務・会計): 木 原 弘 恵

監事 : 宮脇 かおり

2025年2月20日発行

桃山学院大学社会学論集

第58巻 第2号

編集桃山学院大学社会学会

発 行 桃山学院大学総合研究所 594-1198 大阪府和泉市まなび野1番1号 TEL 0725-92-7129

印刷所 東洋紙業高速印刷株式会社 556-0029 大阪市浪速区芦原2-5-56 TEL 06-6567-0511 (代表)

# ST. ANDREW'S UNIVERSITY SOCIOLOGICAL REVIEW

VOL. 58 NO. 2 2025

Articles:	
On the High-school Textbook of History	
·····TAKEUCHI Masumi	(1)
Rhetoric as a Condition for Exercising Parresia Through	
Socrates' Rhetoric in Plato's Apology, Crito, and Pheado	
······MIYAWAKI Kaori	(29)
Note:	
The Transformation of Zero-Covid Policy	
and Changes in Public Opinion in China:	
The Perspectives and Experiences of Foreigner Living in Yunnan Pr	ovince
AMEMORI Naoya	(53)
Material:	
Bibliography of the Writings	
······TAKEUCHI Masumi	(73)
Published by the Research Institute,	
St. Andrew's University	
1-1 Manabino, Izumi,	
Osaka 594-1198, Japan	